

第 150 期

# 定時株主総会 招集ご通知

## 目次

第150期定時株主総会招集ご通知	01
インターネット等による 議決権の行使についてのご案内	03
株主総会参考書類	05
議案及び参考事項	
第1号議案 株式の併合の件	
第2号議案 取締役7名選任の件	
[添付書類]	
事業報告	17
連結計算書類	44
計算書類	49
監査報告書	52

## 開催日時

2016年6月29日(水曜日)  
午前10時(開場予定時刻 午前9時)

## 開催場所

東京都港区港南二丁目15番4号  
品川インターシティホール  
(末尾記載のご案内図をご参照ください。)

■ 書面又はインターネットによる  
議決権行使期限  
2016年6月28日(火曜日)  
午後5時45分到着分まで

日本板硝子株式会社

証券コード：5202

証券コード 5202  
2016年6月7日

株主各位

東京都港区三田三丁目5番27号  
日本板硝子株式会社  
取締役 代表執行役社長兼CEO  
森 重 樹

## 第150期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第150期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討くださいます。2頁のご案内に従って2016年6月28日(火曜日)午後5時45分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1.日 時 2016年6月29日(水曜日) 午前10時

2.場 所 東京都港区港南二丁目15番4号 品川インターシティホール  
(末尾記載のご案内図をご参照ください。)

3.会議の目的事項 報告事項

- ① 第150期(2015年4月1日から2016年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件
- ② 第150期(2015年4月1日から2016年3月31日まで) 計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 株式の併合の件

第2号議案 取締役7名選任の件

#### 4. インターネット開示

株主総会参考書類並びに招集通知に添付すべき事業報告、連結計算書類、計算書類及び監査報告は、5頁から54頁までに記載のとおりです。ただし、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ（<http://www.nsg.co.jp/>）に掲載していますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。

#### 5. 議決権の行使についてのご案内

##### 株主総会にご出席いただく場合



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

##### 株主総会にご出席いただけない場合

###### ● 書面による議決権行使の場合



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、**2016年6月28日(火曜日)午後5時45分まで**に到着するようご返送ください。

###### ● インターネット等による議決権行使の場合



インターネット等により議決権をご行使される場合には、3頁から4頁の【インターネット等による議決権の行使についてのご案内】をご高覧の上、**2016年6月28日(火曜日)午後5時45分まで**にご行使ください。

以上

- ~~~~~
- ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、書面による郵送又はインターネット上の当社ホームページ（<http://www.nsg.co.jp/>）への掲載により、お知らせいたします。
  - ◎ 本株主総会の議決権の行使結果は、臨時報告書により、インターネット上で、EDINET（<http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/>）に掲載されるとともに、当社ホームページ（<http://www.nsg.co.jp/>）においても開示されます。これらをもって決議ご通知に代えさせていただきますので、ご了承ください。



# インターネット等による議決権の行使についてのご案内

インターネット等により議決権をご行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承の上行使していただきますよう、お願い申し上げます。

## 1 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。  
議決権行使ウェブサイトアドレス <http://www.web54.net>

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。  
(QRコード®は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。)



## 2 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより議決権をご行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って議案の賛否をご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、2016年6月28日(火曜日)午後5時45分までとなっておりますので、お早めのご行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネット等により、二重に議決権をご行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数又はパソコンと携帯電話で重複して議決権をご行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金(接続料金等)は、株主様のご負担となります。

## 3 パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、議決権をご行使される方が株様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切に取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

## アクセス手順

### 議決権行使サイトへアクセス

ウェブ行使  
<http://www.web54.net>  
【次へすすむ】をクリック



### ●システムに係わる条件について

インターネットにより議決権行使される場合は、お使いのシステムについて以下の点をご確認ください。

- (1) パソコン用サイトによる場合
    - ア. 画面の解像度が横800×縦600ドット(SVGA)以上であること。
    - イ. 次のアプリケーションをインストールしていること。
      - ① ウェブブラウザとしてVer.5.01 SP2以降のMicrosoft® Internet Explorer
      - ② PDFファイルブラウザとしてVer.4.0以降のAdobe® Acrobat® Reader® 又は、Ver.6.0以降のAdobe® Reader®
- ※Internet Explorerは米国Microsoft Corporationの、Adobe® Acrobat® Reader®及びAdobe® Reader®は米国Adobe Systems Incorporatedの、米国及び各国での登録商標、商標及び製品名です。  
※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。
- ウ. ウェブブラウザ及び同アドインツール等で「ポップアップブロック」機能を有効とされている場合、同機能を解除



バーコード読取機能付の携帯電話を利用して左の「QRコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

(QRコード®は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。)

インターネットによる  
議決権行使期限  
2016年6月28日(火曜日)  
午後5時45分まで

招集ご通知

## ログインする

お手元の議決権行使書用紙に記載された「**議決権行使コード**」を入力し、「**ログイン**」をクリック

## パスワードの入力

お手元の議決権行使書用紙に記載された「**パスワード**」を入力し、「**次へ**」をクリック

以降は画面の入力案内に従って  
賛否をご入力ください。

(又は一時解除)するとともに、プライバシーに関する設定において、当サイトでの“Cookie”使用を許可するようにしてください。

- エ. 上記サイトに接続できない場合、ファイアウォール・プロキシサーバ及びセキュリティ対策ソフト等の設定により、インターネットとの通信が制限されている場合が考えられますので、その設定内容をご確認ください。
- (2) 携帯電話端末用サイトによる場合

以下のサービスのいずれかが利用可能であり、128bit SSL (Secure Socket Layer) 暗号化通信が可能である機種であること。

① iモード ② EZweb ③ Yahoo!ケータイ

※ iモードは株式会社NTTドコモ、EZwebはKDDI株式会社、Yahoo!は米国Yahoo! Incorporated、Yahoo!ケータイはソフトバンク株式会社の商標、登録商標又はサービス名です。

※携帯電話端末のフルブラウザアプリケーションを用いてアクセスされた場合や、電話機を通信機器としてのみ用い、電話端末を経由してパソコンによりアクセスされた場合、又は、スマートフォン端末によりアクセスされた場合は、上記条件を満たしている端末でも、パソコン用サイトでのご行使としてお取扱いいたします。

## パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

**三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル**  
電話 0120(652)031 (受付時間 9:00~21:00)

- (2) その他のご照会は、以下のお問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社宛にお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様(特別口座をお持ちの株主様)

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

電話 0120(782)031

(受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く。)

## 議決権電子行使プラットフォームのご利用について(機関投資家の皆様へ)

機関投資家の皆様におかれましては、本總會につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法によって議決権をご行使いただくことも可能です。

株主総会  
参考書類

添付書類

事業報告

連結計算書類  
計算書類

監査報告書

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 株式の併合の件

#### 1. 提案の理由

全国証券取引所は、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上等を目的に、国内上場会社の普通株式の売買単位(単元株式数)を100株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しています。当社はこの取り組みの趣旨を踏まえ、会社法の定めに従い、2016年5月20日開催の取締役会の決議をもって、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更することといたしました。

これにあたり、単元株式数の変更後も、当社株式の売買単位当たりの価格の水準を維持し、また各株主様の議決権数に変更が生じることがないように、当社株式について10株を1株にする併合を行うものです。

なお、上記の単元株式数の変更は、本議案が原案どおり可決されることを条件に、2016年10月1日をもって、その効力が発生することとしております。

#### 2. 併合の割合

当社の株式について、10株を1株に併合いたします。なお、併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条の定めに基づき、当社が一括して売却し、その処分代金を当該端数が生じた株主様に対して、その端数の割合に応じて分配いたします。

#### 3. 併合の効力発生日

2016年10月1日

#### 4. 効力発生日における発行可能株式総数

177,500,000株

なお、株式の併合を行うことにより、会社法第182条第2項の定めに基づき、その効力発生日に、発行可能株式総数に係る定款の変更をしたものとみなされます。

(ご参考)本議案が原案どおり可決された場合には、2016年10月1日をもって、当社定款の一部が次のとおり変更されることとなります。

変更箇所について、現行定款と変更後の定款とを対照すると、次のとおりとなります。下線部分が変更部分です。

現 行 定 款	変 更 後
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
第5条	第5条
第2章 株式 (発行可能株式総数)	第2章 株式 (発行可能株式総数)
第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>17億7千5百万株</u> とする。 (単元株式数)	第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1億7,750万株</u> とする。 (単元株式数)
第7条 当社の1単元の株式の数(以下「単元株式数」という。)は、 <u>1,000株</u> とする。	第7条 当社の1単元の株式の数(以下「単元株式数」という。)は、 <u>100株</u> とする。
第8条 (条文省略)	第8条 (現行どおり)
第31条	第31条

## 第2号議案 取締役7名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員(8名)の任期が満了しますので、指名委員会の決定に基づき、取締役7名の選任をお願いするものです。

取締役候補者は次のとおりです。また、各取締役候補者に関する事項は、8頁から15頁に記載のとおりです。

候補者番号	氏名	備考	取締役の現在の担当
1	森 重 樹 <span style="background-color: #cccccc;">再任</span>		<input type="checkbox"/> 指名委員 <input type="checkbox"/> 報酬委員
2	クレメンス・ミラー <span style="background-color: #cccccc;">再任</span>		
3	諸 岡 賢 一 <span style="background-color: #cccccc;">再任</span>		<input type="checkbox"/> 指名委員 <input type="checkbox"/> 報酬委員
4	ギュンター・ツォーン <span style="background-color: #cccccc;">再任</span>	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外取締役候補者</span> <span style="background-color: #0070c0; color: white; padding: 2px;">独立役員候補者</span>	<input type="checkbox"/> 指名委員 <input checked="" type="checkbox"/> 監査委員 <input type="checkbox"/> 報酬委員長
5	山 崎 敏 邦 <span style="background-color: #cccccc;">再任</span>	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外取締役候補者</span> <span style="background-color: #0070c0; color: white; padding: 2px;">独立役員候補者</span>	<input type="checkbox"/> 指名委員 <input checked="" type="checkbox"/> 監査委員長 <input type="checkbox"/> 報酬委員
6	木 本 泰 行 <span style="background-color: #cccccc;">新任</span>	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外取締役候補者</span> <span style="background-color: #0070c0; color: white; padding: 2px;">独立役員候補者</span>	
7	松 崎 正 年 <span style="background-color: #cccccc;">新任</span>	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外取締役候補者</span> <span style="background-color: #0070c0; color: white; padding: 2px;">独立役員候補者</span>	

- (注) 1. 上記の取締役候補者の担当は、本総会時のものです。  
2. 新任取締役候補者も含めた担当は、本総会終結後に開催される取締役会において新たに決定される予定です。



再任



もり しげ き  
**森 重 樹**

候補者  
番号

1

- 当社における地位及び担当 取締役 代表執行役社長兼CEO、指名委員、報酬委員
- 生年月日 1958年7月22日生（満57歳）
- 所有する当社の株式の数 30,452株
- 重要な兼職の状況 該当事項なし
- 候補者と当社との特別の利害関係 該当事項なし
- 取締役候補者の選任理由について

当社グループで人事、経営企画に携わった後、建築ガラス事業部門の子会社社長及び高機能ガラス事業部門長等の要職を歴任しました。また、2010年7月より2年間、建築ガラス事業部門 英国・南欧 製造・加工・販売部門長として英国に駐在した経験を有します。このような管理部門及び複数の事業部門にわたる豊富な業務執行の経験と実績に基づき、2015年4月から、代表執行役社長兼CEO（最高経営責任者）として、当社グループの経営を担っています。また、2015年6月に取締役に就任しました。当社グループの事業及び経営に関する豊富な経験と実績を活かして、引き続き、当社の取締役会の意思決定機能に資することが期待されるため、取締役候補者となりました。

■ 略歴

1981年 4 月	当社入社	2012年 5 月	当社上席執行役員 建築ガラス事業部門 アジア事業部日本統括部長
2003年 4 月	当社硝子建材カンパニー企画室長	2012年 6 月	当社上席執行役員 高機能ガラス事業部門長
2005年 1 月	当社硝子建材カンパニー機能ガラス生産 技術部長兼株式会社エヌ・エス・ジー 関東（現 日本板硝子ビルディング プロダクツ株式会社）代表取締役社長	2015年 4 月	当社代表執行役社長兼CEO（現）
		2015年 6 月	当社取締役
2010年 7 月	当社建築ガラス事業部門 英国・南欧 製造・加工・販売部門長		現在に至る

候補者  
番号

2

Clemens Miller  
クレメンズ・ミラー

再任



- 当社における地位及び担当 取締役 代表執行役副社長兼COO
- 生年月日 1959年2月21日生（満57歳）
- 所有する当社の株式の数 10,000株
- 重要な兼職の状況 該当事項なし
- 候補者と当社との特別の利害関係 該当事項なし
- 取締役候補者の選任理由について

当社グループの建築ガラス事業部門で生産、事業計画及びマーケティングに携わった後、同事業部門長及び高機能ガラス事業部門長等の要職を歴任しました。2011年6月から取締役 執行役を務め、2012年4月から取締役 代表執行役副社長兼COO（最高執行責任者）として当社グループの経営を担っています。当社グループの事業及び経営に関する豊富な経験と実績を活かして、引き続き、当社の取締役会の意思決定機能に資することが期待されるため、取締役候補者となりました。

## ■ 略歴

1992年 7 月	Flachglas AG (現Pilkington Deutschland AG) 入社	2008年 6 月	当社上席執行役員 BP事業本部 ヨーロッパ事業部長
2002年 12月	Pilkington Group ビルディングプロダクツ（以下“BP”） ヨーロッパ ビジネスプランニング部長 BP ヨーロッパ ファイアプロテクション マネージングディレクター	2010年 4 月	当社上席執行役員 BP事業部門 営業統括担当副部門長兼ソーラーエネルギー プロダクツ担当副部門長
2005年 6 月	同社BP ファイアプロテクション&コーティング マネージングディレクター	2011年 6 月	当社取締役（現）執行役 BP事業部門長
2007年 4 月	同社ソーラーエネルギービジネス マネージングディレクター BP ファイアプロテクション&コーティング マネージングディレクター	2012年 2 月	当社執行役 建築ガラス事業部門長兼 高機能ガラス事業部門長
2007年 8 月	同社BP ヨーロッパ マネージングディレクター BP ファイアプロテクション&コーティング マネージングディレクター	2012年 4 月	当社代表執行役副社長兼COO兼 建築ガラス事業部門長兼高機能ガラス事業 部門長
		2012年 6 月	当社代表執行役副社長兼COO
			現在に至る

再任


 候補者番号 **3** もろ 岡 賢 一

- 当社における地位及び担当 取締役 代表執行役副社長兼CFO、指名委員、報酬委員
- 生年月日 1956年12月12日生（満59歳）
- 所有する当社の株式の数 51,417株
- 重要な兼職の状況 該当事項なし
- 候補者と当社との特別の利害関係 該当事項なし
- 取締役候補者の選任理由について

株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）に入行後、要職を歴任の後、2006年12月に当社に入社し、日本及び英国で経営企画、経理、財務及び事業管理に携わりました。2013年6月から当社取締役 執行役副社長を務め、2013年9月からは当社取締役 執行役副社長として、経営企画、人事、国内財務及び対外コミュニケーションを所管し、2016年4月から当社取締役 代表執行役副社長兼CFO（最高財務責任者）として、当社グループの経営を担っています。当社グループの経理、財務、人事、事業及び経営に関する豊富な経験と実績を活かして、引き続き、当社の取締役会の意思決定機能に資することが期待されるため、取締役候補者となりました。

## ■ 略歴

1979年 4 月	株式会社住友銀行 (現株式会社三井住友銀行) 入行	2011年 6 月	当社上席執行役員 機能性ガラス事業部門 CFO兼SG管理部長 コーポレートプランニングコミュニケーション統括
1993年 4 月	同社国際統括部(東京) 上席部長代理	2012年 2 月	当社上席執行役員 コーポレートプラン ニングコミュニケーション統括
2002年 6 月	SMBC Securities, Inc. 社長兼 SMBC Capital Markets, Inc. 副社長	2012年 5 月	当社上席執行役員 副CFO
2006年 12 月	当社統合推進本部担当役員付部長兼 経理部(ロンドン駐在) 担当部長	2013年 4 月	当社執行役 副CFO
2008年 6 月	当社執行役員 経理部財務企画部長	2013年 6 月	当社取締役(現) 執行役副社長
2011年 4 月	当社執行役員 機能性ガラス事業部門 CFO兼SG管理部長 コーポレートプラン ニングコミュニケーション統括	2016年 4 月	代表執行役副社長兼CFO

現在に至る

候補者  
番号

4

Günter

Zorn

## ギンター・ツォーン

再任

社外取締役候補者

独立役員候補者

- 当社における地位及び担当 取締役 指名委員、監査委員、報酬委員長
- 生年月日 1953年3月23日生（満63歳）
- 社外取締役在任期間について 2年（本総会終結時）
- 取締役会への出席状況 100%（11回/11回）
- 所有する当社の株式の数 19,464株
- 重要な兼職の状況 Z-ANSHIN株式会社 代表取締役社長
- 候補者と当社との特別の利害関係 該当事項なし
- 社外取締役候補者の選任理由について

2014年6月より当社の社外取締役を務められています。国際的な大手企業の経営者及び日本法人の代表取締役社長を務められた経験を有されるとともに、ご自身で設立されたコンサルティング会社の経営者でもあります。そうした豊富な国際経験と幅広い見識に基づき、独立した客観的な立場から、執行役等の職務を監督していただくことにより、取締役会の監督機能に資することが期待され、引き続き、社外取締役として選任をお願いするものであります。

## ■ 略歴

1978年11月	Polaroid Corporation入社	2005年7月	ディー・エイチ・エル・ジャパン株式会社 代表取締役社長	
1985年7月	Linotype Aktiengesellschaft入社			
1991年6月	ライノタイプヘル株式会社 代表取締役社長	2006年4月	同社代表取締役社長 DHL社 北太平洋統括エグゼクティブ バイスプレジデント	
1994年11月	同社代表取締役社長 Linotype社（1997年にHeidelberger Druckmaschinen AGが同社を買収） アジアパシフィック副社長	2009年4月	Z-ANSHIN株式会社 代表取締役社長（現）	
		2014年6月	当社取締役	
1998年4月	Heidelberg France S.A. 社長			現在に至る
2000年4月	Heidelberg社 アジアパシフィック最高 経営責任者			



候補者  
番号

5

やま ざき とし くに  
山 崎 敏 邦

再任

社外取締役候補者

独立役員候補者

- 当社における地位及び担当 取締役 指名委員、監査委員長、報酬委員
- 生年月日 1946年1月13日生（満70歳）
- 社外取締役在任期間について 1年（本総会最終時）
- 取締役会への出席状況 100%（9回/9回）\*
- 所有する当社の株式の数 17,439株
- 重要な兼職の状況 株式会社龍ヶ崎カントリー倶楽部 代表取締役社長
- 候補者と当社との特別の利害関係 該当事項なし
- 社外取締役候補者の選任理由について



2015年6月より当社の社外取締役を務められています。国際的な大手メーカーの代表取締役副社長（財務・IR、経理担当）及び常勤監査役並びに年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）の運用委員会委員を務められた経験を有され、その豊富な経験と幅広い見識、さらには、財務・会計に関する知見に基づき、独立した客観的な立場から、執行役等の職務を監督していただくことにより、取締役会の監督機能に資することが期待され、引き続き、社外取締役として選任をお願いするものであります。

## ■ 略歴

1968年 4 月	日本鋼管株式会社 （現JFEホールディングス株式会社）入社	2010年 4 月	JFEエンジニアリング株式会社 監査役 （2013年4月退任）	
1999年 6 月	同社取締役		年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF） 運用委員会委員（2013年3月退任）	
2000年 4 月	同社常務執行役員	2015年 3 月	株式会社龍ヶ崎カントリー倶楽部 代表取締役社長（現）	
2001年 4 月	同社専務執行役員	2015年 6 月	当社取締役	
2005年 4 月	同社執行役員副社長（2009年3月退任）			
2005年 6 月	同社代表取締役			
2009年 4 月	同社取締役			現在に至る
2009年 6 月	同社監査役（常勤）（2013年6月退任） ユニバーサル造船株式会社 監査役 （2012年12月退任）			

\*注：山崎敏邦氏は、前年の定時株主総会（2015年6月26日開催）において新たに取締役に選任されましたので、取締役会の開催回数から他の再任取締役候補者と異なります。

候補者  
番号

6

き もと やす ゆき  
木 本 泰 行

新任

社外取締役候補者

独立役員候補者

- 当社における地位及び担当 ー
- 生年月日 1949年2月26日生（満67歳）
- 社外取締役在任期間について 木本泰行氏は新任の社外取締役候補者であります。
- 所有する当社の株式の数 0株
- 重要な兼職の状況 株式会社日本総合研究所 特別顧問  
DMG森精機株式会社 監査役
- 候補者と当社との特別の利害関係 該当事項なし
- 社外取締役候補者の選任理由について

国際的な大手メーカーの取締役会長として、独立社外取締役が過半数を占める取締役会をリードした経験を有されることに加え、大手金融機関の英国現地法人の社長、取締役会議長として、複数の外国人独立社外取締役を擁する取締役会をリードされた経験も有され、このような豊富な国際経験と幅広い見識に基づき、独立した客観的な立場から、執行役等の職務を監督していただくことにより、当社の取締役会の監督機能に資することが期待され、社外取締役として選任をお願いするものであります。

■ 略歴

1971年 4 月	株式会社住友銀行 (現株式会社三井住友銀行) 入行	2006年 5 月	株式会社日本総合研究所 代表取締役社長兼 最高執行役員
1998年 6 月	同行取締役	2012年 4 月	同社特別顧問 (現) オリンパス株式会社 取締役会長 (2015年6月退任)
1999年 6 月	同行執行役員		
2002年 6 月	同行常務執行役員	2015年 6 月	DMG森精機株式会社 監査役
2004年 4 月	同行常務取締役兼常務執行役員		
2005年 6 月	同行専務取締役兼専務執行役員 (2006年4月退任)		現在に至る



候補者  
番号

7

まつ  
松 ざき  
崎 まさ  
正 とし  
年

新任

社外取締役候補者

独立役員候補者

## ■ 当社における地位及び担当

—

## ■ 生年月日

1950年7月21日生（満65歳）

## ■ 社外取締役在任期間について

松崎正年氏は新任の社外取締役候補者であります。

## ■ 所有する当社の株式の数

0株

## ■ 重要な兼職の状況

コニカミノルタ株式会社 取締役 取締役会議長  
一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会 代表理事会長

## ■ 候補者と当社との特別の利害関係

該当事項なし

## ■ 社外取締役候補者の選任理由について

指名委員会等設置会社である国際的な大手メーカーにおいて、代表執行役社長を務められた後、取締役会議長を務められており、このような指名委員会等設置会社における業務執行機能及び監督機能の双方に係るその豊富な経験と幅広い見識に基づき、独立した客観的な立場から、執行役等の職務を監督していただくことで、当社の取締役会の監督機能に資することが期待され、社外取締役として選任をお願いするものであります。

## ■ 略歴

1976年 4 月	小西六写真工業株式会社 (現コニカミノルタ株式会社) 入社	2006年 4 月	コニカミノルタ株式会社 常務執行役	
1997年 11 月	同社情報機器事業本部カラー機器開発統 括部第二開発グループリーダー (部長)	2006年 6 月	同社取締役常務執行役	
1998年 5 月	同社情報機器事業本部システム開発統括 部第一開発センター長	2009年 4 月	同社取締役代表執行役社長	
2003年 10 月	コニカミノルタビジネステクノロジーズ 株式会社 取締役	2014年 4 月	同社取締役 取締役会議長 一般社団法人ビジネス機械・情報システム 産業協会 代表理事会長	
2005年 4 月	コニカミノルタ株式会社 執行役 コニカミノルタテクノロジーセンター株式 会社 代表取締役社長			現在に至る



- (注) 1. ギュンター・ツォーン、山崎敏邦、木本泰行及び松崎正年の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役の候補者であります。なお、当該候補者全員を株式会社東京証券取引所（以下、証券取引所）に独立役員として届け出ています。また、当社は、証券取引所が定める社外取締役の独立性基準に加え、当社グループや当社役員、当社の主要株主との関係等をも加味した独自の独立性基準を設定しており、これら4名の社外取締役候補者の全ては、当該独立性基準を満たしております。当該独立性基準の具体的内容については、次頁をご参照ください。
2. 社外取締役候補者に関する事項は以下のとおりであります。
- 社外取締役との責任限定契約について
- 当社とギュンター・ツォーン氏、並びに当社と山崎敏邦氏は、各氏がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める金額を限度として損害を賠償する責任を負うものとする旨の契約を締結しています。
- 当社と木本泰行氏、並びに当社と松崎正年氏は、各氏がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める金額を限度として損害を賠償する責任を負うものとする旨の契約を締結する予定であります。



**(ご参考) 当社の社外取締役独立性基準**

当社の社外取締役は、本人又はその近親者が、次のいずれかの項目に該当する場合、独立性に欠けると判断されます。

**1 社外取締役本人について**

- a) 当社グループの業務執行取締役、執行役、執行役員、その他の職員・従業員(以下まとめて「業務執行者」)である者、又はあった者。
- b) i) 当社の取引先であって、その直近に終了した過去3事業年度のいずれかにおいて、当社から次に掲げる金額の支払いを受領した者(当該取引先が法人等の団体である場合は、その業務執行者。)、若しくは当社グループを主要な取引先とする者、
  - 当該取引先のその事業年度の連結売上高の1%を超える金額
  - 又は、
  - ii) 当社の取引先であって、当社の直近に終了した過去3事業年度のいずれかにおいて、当社に対して、次に掲げる金額の支払いを行った者、若しくは当社グループの主要な取引先である者(当該取引先が法人等の団体である場合は、その業務執行者。)。
    - 当社のその事業年度の連結売上高の1%を超える金額
 (注)本基準において「主要な取引先」とは、当社グループ及び当該取引先グループの間において、相手方の事業等の意思決定に対して、親子会社・関連会社と同程度の影響を与えうる取引関係を有する者をいう。
- c) 当社の会計監査人である公認会計士若しくは監査法人の社員、パートナー若しくは職員・従業員である者、又は最近過去3年間に於いて当社グループの監査業務を実際に担当した者。
- d) 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産(その価額の合計が当社の1事業年度につき1,000万円以上のものをいう。)を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家である者(その財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、その団体に所属する者。)
- e) 当社グループと重大なビジネス上の関係や重大な利害関係を有する者(当該関係を有する者が法人等の団体である場合には、その業務執行者。)。なお、当社の直近に終了した過去3事業年度の平均で年間1,000万円以上の寄付・融資等を当社グループから受領した事実は、重大な利害関係にあたるものとする。
- f) 他の企業、組織への関わりにおいて、相互に役員を派遣するなど、当社の取締役又は執行役と重大な関係がある者。
- g) 実質的に当社の議決権の10%以上の株式を保有する株主である者(当該株主が法人等の団体である場合は、その業務執行者である者又は最近過去5年間に於いてあった者。)
- h) 当社の直近に終了した過去3事業年度のいずれかにおいて、上記d)、e)、又はf)のいずれかに該当していた者。

**2 社外取締役の近親者(配偶者、二親等内の親族又は同居の親族)について**

- a) 当社グループの業務執行取締役、執行役、執行役員、その他の幹部職員・従業員(以下まとめて「経営幹部」)である者、又は最近過去5年間に於いてあった者。
- b) i) 当社の取引先であって、その直近に終了した過去3事業年度のいずれかにおいて、当社から次に掲げる金額の支払いを受領した者(当該取引先が法人等の団体である場合は、その経営幹部。)、若しくは当社グループを主要な取引先とする者、
  - 当該取引先のその事業年度の連結売上高の1%を超える金額
  - 又は、
  - ii) 当社の取引先であって、当社の直近に終了した過去3事業年度のいずれかにおいて、当社に対して、次に掲げる金額の支払いを行った者、若しくは当社グループの主要な取引先である者(当該取引先が法人等の団体である場合は、その経営幹部。)。
    - 当社のその事業年度の連結売上高の1%を超える金額
- c) 当社の会計監査人である公認会計士若しくは監査法人の社員、パートナー若しくは経営幹部である者、又は最近過去3年間に於いて当社グループの監査業務を実際に担当した者。
- d) 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産(その価額の合計が当社の1事業年度につき1,000万円以上のものをいう。)を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家である者(その財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属するパートナー、アソシエイト、経営幹部。)
- e) 当社グループと重大なビジネス上の関係や重大な利害関係を有する者(当該関係を有する者が法人等の団体である場合には、その経営幹部。)。なお、当社の直近に終了した過去3事業年度の平均で年間1,000万円以上の寄付・融資等を当社グループから受領した事実は、重大な利害関係にあたるものとする。
- f) 実質的に当社の議決権の10%以上の株式を保有する株主である者(当該株主が法人等の団体の場合は、その経営幹部。)
- g) 当社の直近に終了した過去3事業年度のいずれかにおいて、上記d)又はe)のいずれかに該当していた者。

以上

## 1 当社グループ（企業集団）の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当期において、当社グループの主要な市場は、地域によって対照的な状況となりました。欧州では、建築用ガラス市場は前期に比べて改善し、自動車用ガラス市場も西欧・南欧の主要な国々において乗用車販売が大きく増加するなど回復が続きました。日本では、建築用ガラス市場は数量が前期並みとなり安定していたものの、自動車用ガラス市場はエコカー減税制度の改定によるマイナスの影響を受けました。北米では、市場はさらに改善し、特に建築用ガラスにおいて改善は顕著なものとなりました。南米では、低調な消費者マインドを反映して自動車用ガラス市場は大きく落ち込みました。高機能ガラス市場では、ディスプレイ向け薄板ガラスの市場は特に厳しい状況となりました。なお、当期においては、こうしたディスプレイ事業における競争の激化や新興国における需要の低迷により、個別開示項目として、一過性の減損損失等の大幅な損失を計上いたしました。

この結果、当期の業績は以下のとおりとなりました。

	当期の業績
売上高	6,291億72百万円（前期比 0.4%増）
営業利益	193億62百万円（前期比 14.9%増）
税引前損失	374億39百万円
当期損失	475億00百万円
親会社の所有者に帰属する当期損失	498億38百万円

(注) 当期（2016年3月期）より、営業利益の定義を変更し、上記の営業利益については、個別開示項目ベースの営業利益を記載しています。

当期の事業別の業績は、以下のとおりとなりました。

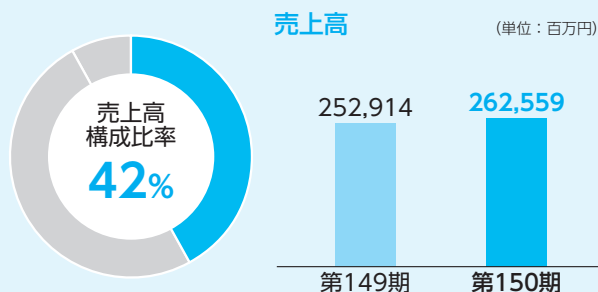
## 建築用ガラス事業

売上高 2,625億59百万円

営業利益 245億60百万円

### 主な事業内容

建築用ガラス事業は、建築材料市場向けの板ガラス製品及び内装外装用加工ガラス製品を製造・販売しており、当期における当社グループの売上高のうち42%を占めます。ソーラー・エネルギー（太陽電池用ガラス）事業も、ここに含まれます。



当期における建築用ガラス事業の営業利益は、エネルギー関連の投入コストの減少や北米市場のさらなる改善により、前期より改善しました。主として北米市場の好調により、売上高も前期を上回りました。

欧州における建築用ガラス事業の売上高は、グループ全体における当事業売上高の35%を占めます。年間を通じて需要は増加し、価格の改善につながっています。こうした市場環境を反映して、現地通貨ベースの累計売上高は前期を上回りました。営業損益は、フロート窯の定期修繕による影響が、投入コストの改善効果を打ち消す形となりました。

日本における建築用ガラス事業の売上高は、グループ全体における当事業売上高の27%を占めます。当社グループの販売数量は前期並みでしたが、価格の改善や高付加価値品の販売増加により、売上高及び営業損益は改善しました。

北米における建築用ガラス事業の売上高は、グループ全体における当事業売上高の15%を占めます。建築用ガラス市場は、前期比で成長が続きました。売上高と営業

利益は、前期を上回りました。特に域内需要が好調だったため、当社グループの販売数量は前期より増加しました。域内価格も前期の水準を上回りました。

その他の地域では、市場は概ね前期並みの水準で推移しました。東南アジアでは太陽電池用ガラスの出荷が堅調に推移し、南米では厳しい経済環境やアルゼンチンにあるフロート窯の定期修繕の影響があったものの業績は好調でした。本年3月31日付けで公表のとおり、当社グループは、不採算事業であった中国における結晶系太陽光発電用の型板ガラス事業から撤退することを決定いたしました。

以上より、建築用ガラス事業では、売上高は2,625億59百万円、営業利益は245億60百万円となりました。

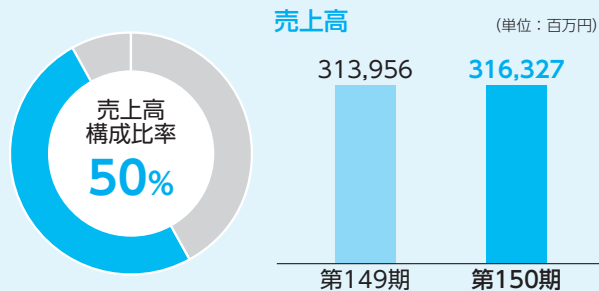
## 自動車用ガラス事業

売上高 3,163億27百万円

営業利益 98億13百万円

## 主な事業内容

自動車用ガラス事業は、新車組立用及び補修用市場向けに種々のガラス製品を製造・販売しており、当期における当社グループの売上高のうち50%を占めます。



当期における自動車用ガラス事業の売上高は、前期並みとなりました。しかし日本における販売数量の増加やコスト削減により、営業利益は前期を上回りました。

欧州における自動車用ガラス事業の売上高は、グループ全体における当事業売上高の44%を占めます。乗用車の販売台数は前期より増加しており、特に西欧地域での乗用車販売のさらなる伸びは、市場の回復が今後も持続し得ることを示しています。補修用ガラス（AGR）の販売数量も堅調に推移しました。新車向けガラス（OE）及びAGR合計の現地通貨ベースの売上高と営業利益は、ともに前期よりわずかに改善しました。

日本における自動車用ガラス事業の売上高は、グループ全体における当事業売上高の18%を占めます。OE部門の売上高と営業利益は、前期を上回りました。エコカー減税制度の改定を受けて乗用車の販売台数は前期より減少しているものの、当社グループの販売数量は増加しました。AGR部門の営業利益も、前期を上回りました。

北米における自動車用ガラス事業の売上高は、グ

ープ全体における当事業売上高の28%を占めます。市場では数量の伸びが続いているため、OE部門の現地通貨ベースの売上高は、前期より増加しました。しかしAGR部門の売上高は、前期を下回りました。

その他の地域では、南米の市場状況は引き続き低調に推移し、特にブラジルの乗用車販売は大幅に減少しました。

以上より、自動車用ガラス事業では、売上高は3,163億27百万円、営業利益は98億13百万円となりました。

## 高機能ガラス事業

売上高

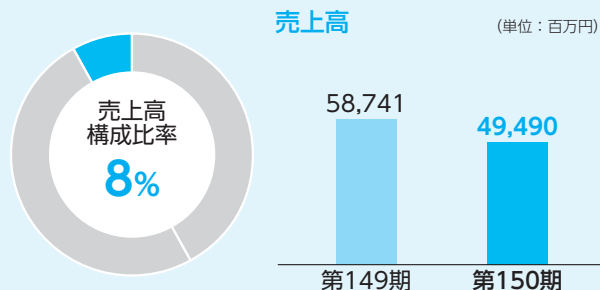
494億90百万円

営業利益

2億67百万円

### 主な事業内容

高機能ガラス事業は、当期における当社グループの売上高のうち8%を占めており、小型ディスプレイ用の薄板ガラス、プリンター向けレンズ及び光ガイドの製造・販売、並びに電池用セパレータやエンジン用タイミングベルト部材などのガラス繊維製品の製造・販売など、様々な事業から成ります。



当期における高機能ガラス事業の売上高及び営業利益は、ディスプレイ事業における厳しい競争環境により、前期を下回りました。

本年3月31日付けで公表のとおり、当社グループはベトナムにおける薄板ガラス用フロート窯の一時休止を伴うディスプレイ用薄板ガラスの生産調整について決定いたしました。なお、ベトナムの当該フロート窯の再開時期については、今後の市場及び在庫の状況等を考慮して

決定いたします。

多機能プリンター向け部材の需要は、上半期までは堅調に推移していましたが、下半期になって軟調となりました。エンジン・タイミングベルト用ガラスコードの販売数量は、好調な欧州の自動車用ガラス市場に連動する形で堅調に推移しました。

以上より、高機能ガラス事業では、売上高は494億90百万円、営業利益は2億67百万円となりました。

## その他

この分野には、全社費用、連結調整、前述の各セグメントに含まれない小規模な事業、並びにピルキントン社買収に伴い認識された無形資産の償却費が含まれています。当期におけるその他の営業損失は、一時的な連結調

整の影響により前期より増加しました。

以上より、その他では、売上高は7億96百万円、営業損失は152億78百万円となりました。

**(2) 設備投資の状況**

当期における当社グループの設備投資の総額は、281億92百万円となります。事業別の内訳は以下のとおりとなります。

事業	投資額
建築用ガラス事業	131億56百万円
自動車用ガラス事業	132億72百万円
高機能ガラス事業	14億52百万円
その他	3億12百万円

**(3) 資金調達等の状況**

2016年3月末時点の総資産は8,121億20百万円となり、2015年3月末から1,079億86百万円減少しました。また資本合計は、当期において当期損失を計上したことや円高の進行に伴う為替換算の影響が大きかったため、その一部は退職給付に係る資産及び負債の純額の減少により緩和されたものの、2015年3月末より739億97百万円減少し1,120億11百万円となりました。

2016年3月末時点のネット借入残高は、2015年3月末より69億52百万円増加し、3,810億44百万円となりました。このネット借入残高の増加には、為替変動の影響による増加が約7億円含まれています。2016年3月末時点の総借入残高は、4,369億59百万円となっております。2016年3月末時点で、当社グループは未使用の融資枠を496億47百万円保有しております。

当期における営業活動によるキャッシュ・フローは、217億89百万円のプラスとなりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、264億01百万円のマイナスでしたが、この中には有形固定資産の購入支出の281億97百万円が含まれます。以上より、フリー・キャッシュ・フローは、46億12百万円のマイナスとなりました。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループは、2014年5月に公表した長期戦略ビジョン及び中期経営計画（MTP）の策定以降、MTPの基本戦略となる設備稼働率の極大化とVA（高付加価値）製品比率の拡大に注力してまいりました。今後も引き続きこうした基本戦略を維持しながら、「VAガラスカンパニー」を実現するためのアクションをより一層加速してまいります。VAとは英語のValue-addedの頭文字に由来しており、長期戦略ビジョンの下で、当社グループは次のことを目指しています。

- ・ ガラススペシャリストとして、高い信頼を獲得する。
- ・ 製品とサービスを通じて、世界中の様々なお客様と密接に協働し、お客様が求める価値を提供する。
- ・ 事業構造を転換し、伝統的なコモディティ（汎用品）中心のビジネスモデルから、より高付加価値（VA）の製品・サービスを中心に据えたビジネスモデルへ転換する。

当社グループが事業活動を行う地域によって、業績の好不調が分かれています。業績が低調な地域・事業においては新たな施策の実施を検討するとともに、好調な地域・事業ではさらなる利益の拡大に取り組んでまいります。

2016年3月31日付けで公表のとおり、当社グループは、中国での結晶系太陽光発電用の型板ガラス事業からの撤退、及びベトナムにおける薄板ガラス用フロート窯の一時休止を伴うディスプレイ用薄板ガラスの生産調整について決定いたしました。これらの施策はそれぞれ、建築用ガラス事業と高機能ガラス事業における不採算事業からの撤退又は縮小

を通じて、業績回復の遅れの原因に速やかに対処するものです。当社グループは、一貫して市場の需要に見合った生産体制を構築することを目指しており、こうした方針に則り、引き続き必要な施策を検討・実施してまいります。

当社グループでは、2017年3月期において、市場の状況は改善するものと考えております。

欧州では、建築用ガラス市場は地域全体での需要と供給が均衡して、概ね安定的に推移する見通しです。自動車用ガラス市場は、乗用車販売台数ベースではピーク時をなお下回るものの、2016年3月期における販売の回復傾向が2017年3月期も続く見通しです。

日本では、建築用ガラス市場は総じて横ばいで推移する見通しの中、当社としては高付加価値製品の売上増加を見込んでおります。一方、自動車用ガラス市場では前期のエコカー減税制度の改正による市場低迷の影響を受けて、当社の自動車用ガラスの売上が減少する見込みです。

北米では、建築用ガラス市場は好調を維持し、当社グループも高付加価値製品の高い売上割合を維持するものと考えております。自動車用ガラス市場も堅調に推移し、当社グループの自動車用ガラス事業の業績は改善する見込みです。

その他の地域では、南米はこれまで続いた乗用車販売の減少が底入れする見通しですが、短期的に販売数量が大きく改善することはないものと考えております。一方、東南アジアの市場は引き続き好調に推移する見通しであり、中国における型板ガラス事業からの撤退も建築用ガラス事業の業績改善に寄与する見込みです。高機能ガラス事業では、ディスプレイ事業の業績がベトナムにおける薄板ガラス用フ

ロート窯の一時休止の効果を受けるものと考えております。

当社グループ全体を通じて、比較的 low 水準にあるエネルギーコストと継続的なコスト削減努力が業績の改善に寄与する見込みです。なお、ピルキントン社買収に係る償却費は、2017年3月期において前期までと比べてほぼ半減する見込みです。

以上を踏まえて当社グループでは、2017年3月期において、営業利益（個別開示項目前ベース）のさらなる改善を見込んでおります。

当社グループの財務状況につきましては、(3) 資金調達等の状況に記載のとおりです。当社グループは、事業の収益性のさらなる向上と運転資本や設備投資に対する厳格な管理の継続を通じて、キャッシュを創出し、ネット借入残高を削減することによって、今後も財務サステナビリティ（財務面で安定的な姿になること）の確保に取り組んでまいります。また今後の資金調達につきましては、引き続き適切に金融機関と協議してまいります。

事業別の対処すべき課題は、以下のとおりです。

### 建築用ガラス事業

建築用ガラス事業では、さらなる収益性の改善に取り組んでまいります。これまでのリストラクチャリング施策の効果により設備稼働率は向上し、エネルギーコスト低下の影響と併せて、建築用ガラス事業の業績は大きく改善しました。当社グループでは、引き続き高い設備稼働率を維持しながら、高付加価値製品の一層の販売拡大に注力いたします。

特に欧州では、さらなる収益性の改善を図ります。欧州における販売価格は、2016年3月期を通じて改

善しましたが、依然として低水準にあります。一方、エネルギー価格の低下により投入コストは改善しています。2017年3月期においても、安定した市場状況と比較的 low 水準にあるエネルギーコストが欧州での建築用ガラス事業の収益性改善に寄与するものと考えており、こうした環境の下、当社グループは設備稼働率の向上と利益率の高い高付加価値製品の販売比率拡大に取り組んでまいります。

クリーンな再生可能エネルギーとして、当社グループの太陽光発電用ガラス事業は、引き続き長期的な成長が期待できる分野と考えております。また当社グループの建築用ガラスの製品構成の中で、建物の省エネルギー化に貢献するLow-Eガラス等の高付加価値製品の比率は、今後も高まる見通しです。

当社グループは、建築用ガラス事業の中期的な戦略として、競合他社に対して技術的優位性を持つ高付加価値製品の構成比率を高めるべく取り組んでまいります。

### 自動車用ガラス事業

自動車用ガラス事業では、エネルギー等の投入コスト低下による効果を受けてきましたが、建築用ガラス事業と同様に引き続き収益性の改善に取り組んでまいります。

厳しい経済状況を受けて2016年3月期に悪化が続いた南米市場は、2017年3月期も低調に留まる見通しです。当社グループは、こうした新興市場における自動車用ガラス事業についても、長期的にはなお成長する余地があるものと考えております。当社グループではすでに南米において加工拠点の集約による固定費の削減に取り組んでおり、引き続き同地域において補修用ガラスの積極的な拡販にも努めてまいります。また当社グループの自動車用ガラス事業



にとって最大の地域である欧州では、2008年以降数量の減少が続いてきました。しかし乗用車販売は、欧州域内の多くの国々において2016年3月期に増加し、この傾向は2017年3月期においても継続するものと考えております。

自動運転技術対応、高度情報化対応、スーパーUV/IRカット、軽量化といった高い付加価値が求められる分野における技術的優位性が、今後の自動車用ガラス分野で重要となり、当社グループは、こうした分野で主要プレイヤーであり続けます。また補修用ガラス（AGR）分野でも、既存ビジネスの成長や必要に応じた戦略的買収を通じて事業の拡大を図ってまいります。

### 高機能ガラス事業

高機能ガラス事業では、2016年3月期において業績が急激に下降しました。ディスプレイ用の薄板ガラス市場は低調に推移し、業界全体を通じた供給過剰の状況が価格の下落をもたらしています。

当社グループは、前述した薄板ガラス用フロート窯の一時休止の決定等の施策に加えて、新組成ガラス「glanova®」に代表される高付加価値製品の売上を高めることにより、2017年3月期において業績を改善させるべく取り組んでまいります。また、多機能プリンター向けガラス製品の需要は2016年3月期に軟調となり、2017年3月期も直ちに大きく市場が回復することは期待しがたい状況である一方、エンジン・タイミングベルト用グラスコードの数量は、特に欧州での乗用車販売の改善傾向を反映し、堅調に推移する見込みです。

当社グループは、技術的リーダーシップと開発能力を十分に活用し、高機能ガラスの各分野において既存製品に加え、より付加価値の高い新製品の開発

や拡販を通じて、今後も世界中のお客様のニーズに応えてまいります。

当社グループは、長期戦略ビジョン及び中期経営計画（MTP）に沿ったアクションを加速することにより、以上の課題に取り組んでまいります。

MTPの最上位の目標は、財務サステナビリティ（財務面で安定的な姿になること）を実現すること、及び「VAガラスカンパニー」への変革を一層推進することです。達成年度である2018年3月期の財務目標としては、ネット借入/EBITDA比率3倍、売上高営業利益率（ROS）\*8%以上の二つを掲げております。また、ROEについては達成年度のイメージとして10%以上を想定しております。

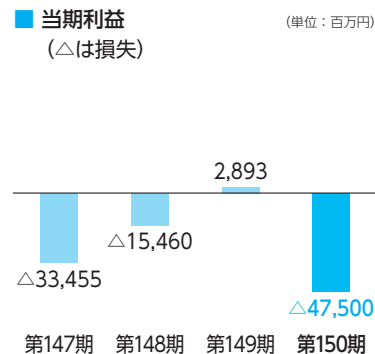
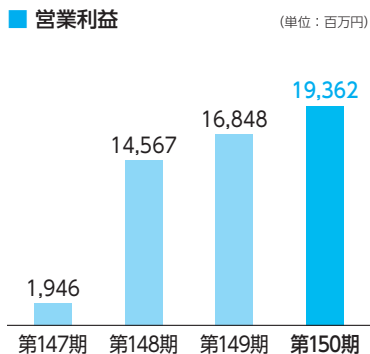
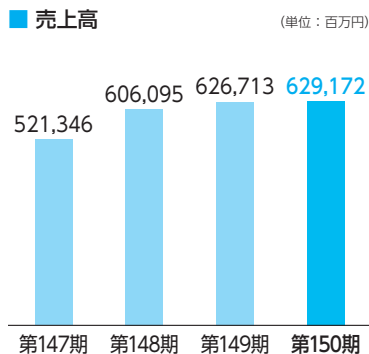
\*注：個別開示項目及びピルキントン社買収に係る償却費控除前営業利益をベースに算定。

なお当社グループは、今後MTPに対する進捗についての評価を行い、これを踏まえてMTPで掲げた目標を達成するための方策について検討を実施します。検討結果については、2017年3月期第2四半期決算発表の際にご報告させていただく予定です。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第147期 (2013年3月期)	第148期 (2014年3月期)	第149期 (2015年3月期)	第150期 (2016年3月期)
売上高 (百万円)	521,346	606,095	626,713	629,172
営業利益 (百万円)	1,946	14,567	16,848	19,362
税引前利益 (△は損失) (百万円)	△31,096	△15,120	4,807	△37,439
当期利益 (△は損失) (百万円)	△33,455	△15,460	2,893	△47,500
親会社の所有者に帰属する 当期利益 (△は損失) (百万円)	△34,324	△16,605	1,668	△49,838
親会社の所有者に帰属する 基本的1株当たり当期利益 (△は損失) (円)	△38.04	△18.40	1.85	△55.18
親会社の所有者に帰属する持分 (百万円)	145,031	183,974	175,746	103,109
1株当たり親会社所有者帰属持分 (円)	160.68	203.78	194.60	114.14
総資産額 (百万円)	885,436	926,208	920,106	812,120

- (注) 1. 当社は、国際会計基準 (IFRS) に基づいて連結計算書類を作成しています。上記の表に記載の営業利益については個別開示項目前営業利益を記載しております。
2. 親会社の所有者に帰属する基本的1株当たり当期利益 (△は損失) は、親会社の所有者に帰属する当期利益 (又は損失) を、当期の発行済普通株式の加重平均株式数で除して算定しています。発行済普通株式の加重平均株式数には、当社グループが自己株式として保有している普通株式は含まれません。
3. 1株当たり親会社所有者帰属持分は、親会社の所有者に帰属する持分を、当期末発行済普通株式数で除して算定しています。当該発行済普通株式数には、当社グループが自己株式として保有している普通株式は含まれません。



## (6) 重要な子会社の状況

区分	会社名	資本金	議決権の 所有割合	主な事業内容
日本	日本板硝子ビルディングプロダクツ株式会社	百万円 350	100%	建築用ガラス事業
	株式会社サクスコーポレーション	百万円 300	92.5	建築用ガラス事業
	日本板硝子ウインテック株式会社	百万円 48	99.3 (0.2)	建築用ガラス事業
欧州	Pilkington United Kingdom Limited	千ポンド 229,978	100 (100)	建築用ガラス事業
	Pilkington Automotive Limited	千ユーロ 306,595	100 (100)	自動車用ガラス事業
	Pilkington Technology Management Limited	千ポンド 441,320	100 (100)	建築用ガラス事業及び 自動車用ガラス事業
	NGF Europe Limited	千ポンド 5,400	100	高性能ガラス事業
	Pilkington Deutschland AG	千ユーロ 69,290	96.3 (96.3)	建築用ガラス事業
	Pilkington Automotive Deutschland GmbH	千ユーロ 18,996	100 (100)	自動車用ガラス事業
	Pilkington Austria GmbH	千ユーロ 8,721	100 (100)	建築用ガラス事業
	Pilkington Norge AS	千ノルウェー・クローネ 5,130	100 (100)	建築用ガラス事業
	Pilkington Automotive Finland OY	千ユーロ 19,414	100 (100)	自動車用ガラス事業
	Pilkington IGP Sp. z o.o.	千ズウォティ 507	100 (100)	建築用ガラス事業
	Pilkington Automotive Poland Sp. z o.o.	千ズウォティ 30,511	100 (100)	自動車用ガラス事業
	Pilkington Polska Sp. z o.o.	千ズウォティ 147,340	100 (100)	建築用ガラス事業
Pilkington Italia SpA	千ユーロ 112,996	100 (100)	建築用ガラス事業及び 自動車用ガラス事業	

(注) 議決権の所有割合の( )内は、子会社による間接所有割合で内数となっています。

区分	会社名	資本金	議決権の 所有割合	主な事業内容
欧州 (持株会社)	NSG Holding (Europe) Limited	千ポンド 2,363,517	% 100	その他 (持株会社)
	NSG UK Enterprises Limited	千ポンド 1,801,478	100 (100)	その他 (持株会社)
	Pilkington Group Limited	千ポンド 1,983,926	100 (100)	その他 (持株会社)
北米	Pilkington North America Inc.	千米ドル 1	100 (100)	建築用ガラス事業及び 自動車用ガラス事業
	L-N Safety Glass SA de CV	千メキシコ・ペソ 175,155	100 (100)	自動車用ガラス事業
その他の地域	Vidrieria Argentina S.A.	千アルゼンチン・ペソ 178,000	51.0 (51.0)	建築用ガラス事業
	Vidrios Lirquen S.A.	千チリ・ペソ 27,443,983	51.6 (51.6)	建築用ガラス事業
	Pilkington Automotive Argentina S.A.	千アルゼンチン・ペソ 155,015	100 (100)	自動車用ガラス事業
	Pilkington Brasil Limitada	千リアル 163,936	100 (100)	建築用ガラス事業及び 自動車用ガラス事業
	Guilin Pilkington Safety Glass Co. Limited	千人民元 100,000	100 (100)	自動車用ガラス事業
	Suzhou NSG Electronics Co. Limited	千人民元 371,689	100	高機能ガラス事業
	NSG Hong Kong Co. Limited	千香港ドル 800	100 (100)	高機能ガラス事業
	Malaysian Sheet Glass Sdn. Bhd.	千リンギット 81,151	100	建築用ガラス事業及び 自動車用ガラス事業
	Vietnam Float Glass Co. Limited	10億ドン 512	55.0	建築用ガラス事業
NSG Vietnam Glass Industries Limited	千米ドル 148,575	100 (100)	建築用ガラス事業及び 高機能ガラス事業	

(注) 議決権の所有割合の ( ) 内は、子会社による間接所有割合で内数となっています。

(7) 当社グループの主要な営業所及び工場

当 社	本店所在地	東京都港区三田三丁目5番27号
	営業所	東京都港区、大阪市中央区、愛知県豊田市、広島市南区
	工場	千葉県市原市、神奈川県相模原市、三重県四日市市、三重県津市、岐阜県不破郡垂井町、京都市南区、京都府舞鶴市
重要な 子会社	日本	日本板硝子ビルディングプロダクツ株式会社（千葉県市原市） 株式会社サンクスコーポレーション（東京都江戸川区） 日本板硝子ウインタック株式会社（大阪市中央区）
	欧州	Pilkington United Kingdom Limited（英国） Pilkington Automotive Limited（英国） Pilkington Technology Management Limited（英国） NGF Europe Limited（英国） Pilkington Deutschland AG（ドイツ） Pilkington Automotive Deutschland GmbH（ドイツ） Pilkington Austria GmbH（オーストリア） Pilkington Norge AS（ノルウェー） Pilkington Automotive Finland OY（フィンランド） Pilkington IGP Sp. z o.o.（ポーランド） Pilkington Automotive Poland Sp. z o.o.（ポーランド） Pilkington Polska Sp. z o.o.（ポーランド） Pilkington Italia SpA（イタリア） NSG Holding (Europe) Limited（英国） NSG UK Enterprises Limited（英国） Pilkington Group Limited（英国）
	北米	Pilkington North America Inc.（米国） L-N Safety Glass SA de CV（メキシコ）
	その他の地域	Vidrieria Argentina S.A.（アルゼンチン） Vidrios Lirquen S.A.（チリ） Pilkington Automotive Argentina S.A.（アルゼンチン） Pilkington Brasil Limitada（ブラジル） Guilin Pilkington Safety Glass Co. Limited（中国） Suzhou NSG Electronics Co. Limited（中国） NSG Hong Kong Co. Limited（中国） Malaysian Sheet Glass Sdn. Bhd.（マレーシア） Vietnam Float Glass Co. Limited（ベトナム） NSG Vietnam Glass Industries Limited（ベトナム）

(8) 当社グループの従業員の状況

事業区分	従業員数
建築用ガラス事業	9,181名
自動車用ガラス事業	15,259名
高機能ガラス事業	1,813名
その他	1,210名
合計	27,463名 (前期末比92名増)

(注) 臨時従業員数は上記に含まれません。

(9) 当社グループの主要な借入先

借入先名	借入額
株式会社三井住友銀行	107,554百万円
株式会社日本政策投資銀行	45,310百万円
三井住友信託銀行株式会社	42,087百万円
株式会社みずほ銀行	41,552百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	17,850百万円
三菱UFJ信託銀行株式会社	12,701百万円
株式会社三重銀行	10,000百万円
農林中央金庫	8,000百万円
株式会社新生銀行	6,750百万円
バンク・オブ・アメリカ・エヌ・エイ	6,259百万円
株式会社あおぞら銀行	5,700百万円

(注) 上記にはシンジケートローンに基づく借入を含みます。

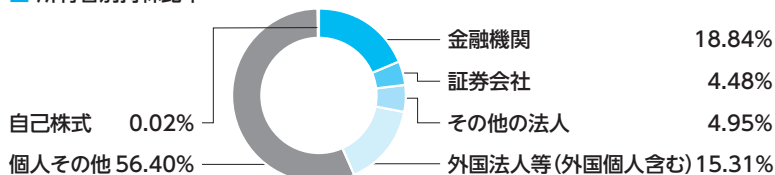
## 2 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 1,775,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 903,550,999株  
     (うち、自己株式の数 194,949株)  
 (3) 株主数 74,089名  
 (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	33,068千株	3.66%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	32,254千株	3.57%
Goldman Sachs International	15,412千株	1.70%
CBNY DFA Intl Small Cap Value Portfolio	11,442千株	1.26%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口1）	10,409千株	1.15%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	10,353千株	1.14%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口6）	10,352千株	1.14%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口2）	10,328千株	1.14%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口3）	10,176千株	1.12%
トヨタ自動車株式会社	9,610千株	1.06%

(注) 上記記載の持株比率は、発行済株式の総数から自己株式を控除して計算し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しています。

### 所有者別持株比率



## 3 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループでは、持続可能な事業の業績をベースにして、安定的に配当を実施することを利益配分の基本方針としております。2016年3月期の期末配当金につきましては、当社グループが直面している現在の市場の状況や当期において当期損失を計上したことを踏まえて、誠に遺憾ではありますが、当社取締役会はその実施を見送ることを決定いたしました。当社グループは、配当は株主の皆様にとって重要なものであると認識しており、グループの業績が十分に改善した段階で配当実施を再開することを考えております。

## 4 会社の新株予約権等に関する事項

### (1) 当事業年度末日において取締役が保有する新株予約権の状況

区分	名称	発行価額	行使価額	行使期間	新株予約権の個数	新株予約権の目的となる株式の種類及び数	保有者数
当社取締役 (社外取締役を除く。)	2008年9月発行 新株予約権 (株式報酬型)	1株につき 497.51円	1株につき 1円	自 2008年9月28日 至 2038年9月27日	13個	普通株式13,000株 (新株予約権1個につき 普通株式1,000株)	1名
	2009年9月発行 新株予約権 (株式報酬型)	1株につき 255.12円	1株につき 1円	自 2009年10月1日 至 2039年9月30日	26個	普通株式26,000株 (新株予約権1個につき 普通株式1,000株)	1名
	2010年9月発行 新株予約権 (株式報酬型)	1株につき 139.42円	1株につき 1円	自 2010年10月1日 至 2040年9月30日	22個	普通株式22,000株 (新株予約権1個につき 普通株式1,000株)	1名
	2011年10月発行 新株予約権 (株式報酬型)	1株につき 126.28円	1株につき 1円	自 2011年10月15日 至 2041年10月14日	36個	普通株式36,000株 (新株予約権1個につき 普通株式1,000株)	1名
	2012年9月発行 新株予約権 (株式報酬型)	1株につき 21.43円	1株につき 1円	自 2012年9月29日 至 2042年9月28日	168個	普通株式168,000株 (新株予約権1個につき 普通株式1,000株)	2名
	2013年10月発行 新株予約権 (株式報酬型)	1株につき 88.28円	1株につき 1円	自 2013年10月16日 至 2043年10月15日	249個	普通株式249,000株 (新株予約権1個につき 普通株式1,000株)	2名
	2014年9月発行 新株予約権 (株式報酬型)	1株につき 90.09円	1株につき 1円	自 2014年10月1日 至 2044年9月30日	155個	普通株式155,000株 (新株予約権1個につき 普通株式1,000株)	2名
	2015年9月発行 新株予約権 (株式報酬型)	1株につき 74.96円	1株につき 1円	自 2015年10月1日 至 2045年9月30日	250個	普通株式250,000株 (新株予約権1個につき 普通株式1,000株)	2名
合計	—	—	—	—	919個	普通株式919,000株	2名

### (2) 当事業年度中に執行役員に交付した新株予約権の状況

区分	名称	発行価額	行使価額	行使期間	新株予約権の個数	新株予約権の目的となる株式の種類及び数	被交付者数
当社執行役員	2015年9月発行 新株予約権 (株式報酬型)	1株につき 74.96円	1株につき 1円	自 2015年10月1日 至 2045年9月30日	702個	普通株式702,000株 (新株予約権1個につき 普通株式1,000株)	11名



## 5 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び執行役の氏名等

#### ア 取締役

氏名	地位又は担当	重要な兼職の状況
朝香 聖一	取締役会議長 <input type="checkbox"/> 指名委員 <input checked="" type="checkbox"/> 監査委員 <input type="checkbox"/> 報酬委員	—
小宮 弘	取締役 <input type="checkbox"/> 指名委員長 <input checked="" type="checkbox"/> 監査委員 <input type="checkbox"/> 報酬委員	—
ギュンター・ツォーン	取締役 <input type="checkbox"/> 報酬委員長 <input type="checkbox"/> 指名委員 <input checked="" type="checkbox"/> 監査委員	Z-ANSHIN株式会社 代表取締役社長
山崎 敏邦	取締役 <input checked="" type="checkbox"/> 監査委員長 <input type="checkbox"/> 指名委員 <input type="checkbox"/> 報酬委員	株式会社龍ヶ崎カントリー倶楽部 代表取締役社長
森 重樹	取締役 <input type="checkbox"/> 指名委員 <input type="checkbox"/> 報酬委員	—
クレメンス・ミラー	取締役	—
マーク・ライオンズ	取締役	—
諸岡 賢一	取締役 <input type="checkbox"/> 指名委員 <input type="checkbox"/> 報酬委員	—

- (注) 1. 朝香聖一、小宮弘、ギュンター・ツォーン、及び山崎敏邦の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。なお、社外取締役全員を株式会社東京証券取引所（以下、証券取引所）に独立役員として届け出しています。また、当社は、証券取引所が定める社外取締役の独立性基準に加え、当社グループや当社役員、当社の主要株主との関係等をも加味した独自の独立性基準を設定しており、これら4名の社外取締役の全ては、当該独立性基準を満たしています。なお、当該独立性基準の具体的な内容については、16頁をご参照ください。
2. 監査委員の山崎敏邦氏は、国際的な大手メーカーの代表取締役副社長（財務・IR、経理担当）を務めた経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者です。
3. 当社は、指名委員会等設置会社として、監査委員会の主導により、内部監査部その他内部統制所管部門及び会計監査人等との連携を通じた組織的監査を実施していること等から、当面、常勤の監査委員は選定しておりません。なお、当社は、専任の監査委員会付スタッフを配置し、当該監査委員会付スタッフは、監査委員会への報告及び情報提供を実施しています。

#### イ 執行役

2016年3月31日現在の執行役

氏名	地位又は担当	重要な兼職の状況
森 重樹	代表執行役 社長兼CEO	—
クレメンス・ミラー	代表執行役 副社長兼COO	—
マーク・ライオンズ	代表執行役 副社長兼CFO	—
諸岡 賢一	執行役 副社長	—

## 2016年4月1日現在の執行役

当社グループの各事業部門の長及び一定のファンクション部門の長を、より法的な位置づけや責任が明確である執行役とすることで、執行体制を強化するため、以下のとおり、2016年4月1日付けで新たに6名の執行役を選任しました。なお、同日付けでマーク・ライオンズは代表執行役副社長兼CFOを退任し、諸岡賢一がこれに代わり、代表執行役副社長兼CFOに就任しました。

氏名	地位又は担当	重要な兼職の状況
森 重 樹	代表執行役 社長兼CEO	—
クレメンス・ミラー	代表執行役 副社長兼COO	—
諸 岡 賢 一	代表執行役 副社長兼CFO	—
シャーリー・アンダーソン (Shirley Anderson)	執行役 (新任) グループファンクション部門 人事部 統括部長	—
トニー・フラッジリー (Tony Fradgley)	執行役 (新任) Auto AGR事業部門 事業部門長 兼Auto OE事業部門 事業部門長	—
ふじ 藤 ままき かず ひこ 彦 和 彦	執行役 (新任) 高機能ガラス事業部門 事業部門長	—
ひ 日 よし こう 一 吉 孝 一	執行役 (新任) グループファンクション部門 総務法務部 統括部長	—
きし 岸 もと ひろし 本 浩	執行役 (新任) グループファンクション部門 経営企画統括部 統括部長	—
ヨハン・セトルマイヤー (Jochen Settelmayer)	執行役 (新任) 建築ガラス事業部門 事業部門長	—

## (2) 取締役及び執行役の報酬等について

## ア 取締役及び執行役の報酬等の決定に関する方針等

## ① 報酬等の決定に係る組織及び責任

当社は、2008年6月の第142期定時株主総会終結時をもって、報酬委員会を設置いたしました。現在の同委員会は、4名の社外取締役、及び2名の取締役 代表執行役で構成されています。現在の委員長は社外取締役であるギュンター・ツォーン氏です。委員自身の報酬等に関する事項が議論される場合には、当該委員の出席できないものとしています。委員会の運営については、人事部門が事務局として支援し、適宜外部専門家により提供される情報を使用します。また、委員会が認めた総務法務部のメンバーが法務関連事項についての内部法務アドバイザーを務めます。2016年3月期においては、同委員会は4回開催されました。

同委員会は次の事項を決定いたします。

- ・取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針の決定
- ・取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定

また、同委員会は、取締役及び執行役以外の当社グループの上級幹部の報酬の方針及び内容について、以下の②で掲げる方針に則して、代表執行役社長兼CEOに対し、推薦又は助言することができます。

## ② 執行役の報酬等の決定に関する方針

当社グループは、世界約30ヶ国で事業運営をするグローバル企業です。執行役の報酬に関する方針の目的は、執行役の任用契約条件を市場競争に耐え得るようにし、またグローバルビジネスにおいて世界中から高い能力を持つ執行役を惹きつけ、確保し、かつ動機づけるように報酬内容を設計することにあります。

当該方針の狙いは、個々の基本報酬及びインセンティブ報酬がグループの業績や株主利益と整合性を保ち、個々人の業務における責任と成果が反映されるようにすることにあります。執行役に対する個々の報酬内容は直接任用される国の市場環境によって異なりますが、年度賞与と長期インセンティブ報酬プランについては、グローバル方針に従い、当社グループレベルで企画、設計され、整合性が保たれるものとします。

基本報酬及び福利厚生の内容は、市場競争に耐え得るレベルに設定され、年度業績連動報酬（賞与）は主に財務指標の達成度合いで評価されます。

執行役の報酬内容は毎年見直されます。方針として、グローバル企業における市場の概ね中位数に報酬水準を調整するものとします。適切な市場相場の決定にあたっては、売上高及び時価総額並びに国際化の複雑さ及び広がりといった事情が考慮されます。報酬内容の見直しにあたっては、個々人の役割の範囲、責任及び業績、会社業績の目標及び計画に対する進捗度、並びに他の管理職の昇給予定が考慮されます。

各執行役は、年度業績連動報酬制度（年度賞与）に参加します。報酬委員会は業績基準と適切な賞与支給条件を設定しています。当該報酬制度は、取締役会で承認された年度予算に対して挑戦しがいのある財務業績の達成目標や主要な非財務業績目標に基づきます。財務業績の達成目標は当社グループの中期経営計画と明確に整合します。

執行役の2016年3月期の年度業績連動報酬制度における業績指標は次の項目を含みます。

指 標	比重 (%)
営業利益	40
ネット借入	40
MTP（中期経営計画関連）	20

執行役の2017年3月期の年度業績連動報酬制度における業績指標は次の項目を含みます。

指 標	比重 (%)	
	CEO、COO及びCFO	その他の執行役
グループ営業利益	50	25
グループフリー・キャッシュ・フロー	50	25
グローバルSBU*の営業利益	—	25
グローバルSBUの営業活動によるキャッシュ・フロー	—	25

(注) SBUとはStrategic Business Unit（戦略事業単位）を意味し、当社グループの各事業部門を指します。

一定レベルの目標が達成されない場合は、執行役への賞与は支払われません。最低限のエントリーレベルは、ビジネスが財務業績の最低限の水準を満たしていることを確認とするために、報酬委員会によって設定・承認されます。執行役の年度賞与の支払水準はマネジメントグレードに応じて基本報酬の0-125%の範囲となります。

各執行役は、長期インセンティブ報酬プランに参加することができます。当該プランは、3年間にわたるグループの長期的な業績目標の達成に報いることを目的とします。年1回の発行を可能とし、したがって、いずれの時点においても効力を有するプランが3本存在することがあり得ます。当該プランの業績目標基準は、主な財務指標により設定されます。

2014年3月期、2015年3月期及び2016年3月期に稼働するプランで使用されている業績指標は、現在、一株当たり利益の累積総額です。当該業績目標基準のエントリー値が達成されない場合は、支払いは行われま

せん。支払いは金員をもってなされます。執行役と株主の利益を一致させるべく、当該支払いは、各プランにつき、それぞれ対象となる3年間の当社株価の値動きに連動します。執行役の長期インセンティブ報酬プラン支払水準はマネジメントグレードに応じて基本報酬の0-150%の範囲となります。

2014年以降の長期インセンティブ報酬プランは執行役と他の参加資格者に、当該プランの手取り金額の50%につき、当社の普通株式への投資を求めています。当該投資により、執行役は、当社の株主としての利益を享受するとともに、引き続き株主価値向上に向けて動機づけがなされ、執行役と株主の皆様とのさらなる利害の一致が図られます。当該株式投資は、日本非居住者である執行役を含め、資格を有する全ての参加者に適用されます。

株式保有と、株主の皆様との利害の一致は、株式保有目標を用いることでさらに促進されます。株式保有目標は執行役ごとに設定され、基本報酬に対するパーセンテージとして示されます。本プランを通じて、執行役は、数年をかけて目標に達する株式を保有することが期待されます。株式保有目標に対する進捗状況は毎年評価されます。執行役に対する株式保有目標は現在、マネジメントグレードに応じて基本報酬の50-100%の範囲となります。目標レベルは市場慣行に則して報酬委員会によって継続的に見直されます。

### ③ 独立社外取締役の報酬等の決定に関する方針

独立社外取締役の職務は、取締役会の一員として、その重要な意思決定に携わるとともに、独立的かつ客観的な立場から、NSGグループの経営を監督することです。独立社外取締役が当該職務を適切かつ効果的に遂行できるよう、また、当社が当該職務につき期待される能力、経験を持つ人材を確保できるよう、独立社外取締役の報酬等は、外部専門家による他社事例の調査等に基づき、適正な水準で定められます。

独立社外取締役はその職務遂行に対する報酬を受領します。独立社外取締役は業績連動報酬や長期インセンティブ報酬の受給資格を持ちません。

独立社外取締役は取締役会議長又は他の委員会のいずれかの委員長を担う場合、追加の報酬を受領します。

## イ 取締役及び執行役の報酬等の額

### ① 当社により支払われる取締役及び執行役の報酬等の額

区 分	員数 (人)	報酬等の額 (百万円)		
		基本報酬	インセンティブプラン	その他
執行役を兼務しない取締役 (社外取締役)	5	64	—	1
執行役	4	108	15	36

(注) 1. 当社により支払われる上記表の報酬等のほかに、当社の子会社により支払われる当社執行役に対する報酬等がありますが、これらについては下記表②のとおりとなります。本表に示される執行役に対する報酬等は、3名の執行役に係る基本報酬、2名の執行役に係るインセンティブプラン、及び4名の執行役に係る「その他」から構成されます。

2. 上記表の額は取締役及び執行役の在任期間に関するものです。

3. 執行役を兼務しない取締役(社外取締役)及び執行役には、第149期定時株主総会終結の時をもって退任した者を含みます。

4. 上記表のインセンティブプランの額は2名の執行役に対して支払われる、2013年4月から2016年3月までの3事業年度に係る長期インセンティブプランのうち、2013年4月から2014年3月までの期間に関するものです。その支払いは、2016年4月から始まる事業年度になされます。当事業年度の年度賞与による支払いはありません。

5. 執行役についての「その他」は、2名の執行役に対するストックオプション費用 19百万円を含みます。当該ストックオプションは、日本の任用条件の下、2007年の役員退職慰労金制度の廃止に伴い退職給付制度の一環として導入された株式報酬型ストックオプションです。

6. 「その他」は、年金拠出金、医療・健康保険、及び社宅に係る費用等を含みます。

## ② 子会社により負担される執行役の報酬等の額

区 分	員数 (人)	報酬等の額 (百万円)		
		基本報酬	インセンティブプラン	その他
執行役	2	148	45	111

- (注) 1. 上記表は、クレメンス・ミラー及びマーク・ライオンズに対する執行役としての報酬等の額に関するものです。  
 2. 上記表のインセンティブプランの額は2名の執行役に対して支払われる、2013年4月から2016年3月までの3事業年度に係る長期インセンティブプランのうち、2013年4月から2014年3月までの期間に関するものです。その支払いは、2016年4月から始まる事業年度中になされます。当事業年度の年度賞与による支払いはありません。  
 3. 「その他」は、年金拠出金、医療・健康保険、及び自動車に係る費用並びにその他在任に関する支払を含みます。  
 4. 英ポンド建て及びユーロ建ての支払いについては、それぞれ当事業年度の平均為替レートである1ポンド当たり181円、1ユーロ当たり132.1円で円換算しています。

## (3) 社外役員に関する事項

ア 重要な兼職先 (他の法人等の業務執行取締役、執行役等、又は社外役員等の兼務)

氏 名	重要な兼職先
ギンター・ツォーン	Z-ANSHIN株式会社 代表取締役社長
山崎 敏 邦	株式会社龍ヶ崎カントリー倶楽部 代表取締役社長

(注) 当社とZ-ANSHIN株式会社、並びに当社と株式会社龍ヶ崎カントリー倶楽部との間には、それぞれ特別な関係はございません。

イ 当事業年度における社外取締役の主な活動状況

氏 名	主な活動状況
朝 香 聖 一	当事業年度中に開催された取締役会11回のうち10回に、指名委員会11回の全てに、監査委員会11回のうち10回に、報酬委員会4回の全てに、それぞれ出席し、必要に応じ、主として経験豊富な経営者の観点から発言を行っています。
小 宮 弘	当事業年度中に開催された取締役会11回の全てに、指名委員会11回の全てに、監査委員会11回の全てに、報酬委員会4回の全てに、それぞれ出席し、必要に応じ、主として経験豊富な経営者の観点から発言を行っています。
ギンター・ツォーン	当事業年度中に開催された取締役会11回の全てに、指名委員会11回の全てに、監査委員会11回の全てに、報酬委員会4回の全てに、それぞれ出席し、必要に応じ、主として経験豊富な経営者の観点から発言を行っています。
山崎 敏 邦	2015年6月26日の取締役就任以降に開催された当事業年度中の取締役会9回の全てに、指名委員会9回の全てに、監査委員会8回の全てに、報酬委員会3回の全てに、それぞれ出席し、必要に応じ、主として経験豊富な経営者の観点から発言を行っています。

ウ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役との間において、各社外取締役がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める金額を限度として損害を賠償する責任を負うものとする旨の契約を締結しています。

## 6 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	134百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	142百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく会計監査人としての監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の「当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額」は、これらの合計額を記載しています。
2. 当社の重要な子会社は主にErnst&Youngの監査を受けています。
3. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、内部統制に関する相談業務等についての対価を支払っています。

### (3) 会計監査人の報酬等に監査委員会が同意した理由

監査委員会は、執行役及び社内関係部署並びに会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行いました。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査委員会は、会社法第340条第1項各号に定める事由に会計監査人が該当すると認められる場合の解任のほか、原則として、会計監査人の法令違反、会計監査人の適格性・独立性を害する事由の発生等により、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提案することをその方針といたします。

### (5) 会計監査人が過去2年間に受けた業務の停止の処分等

金融庁が2015年12月22日付けで発表した新日本有限責任監査法人に対する業務の停止の処分等の内容の概要

- ①処分内容
  - ・ 契約の新規の締結に関する業務の停止  
(2016年1月1日から同年3月31日まで)
  - ・ 業務改善命令（業務管理体制の改善）
- ②処分理由
  - ア 社員の過失による虚偽証明
  - イ 監査法人の運営が著しく不当

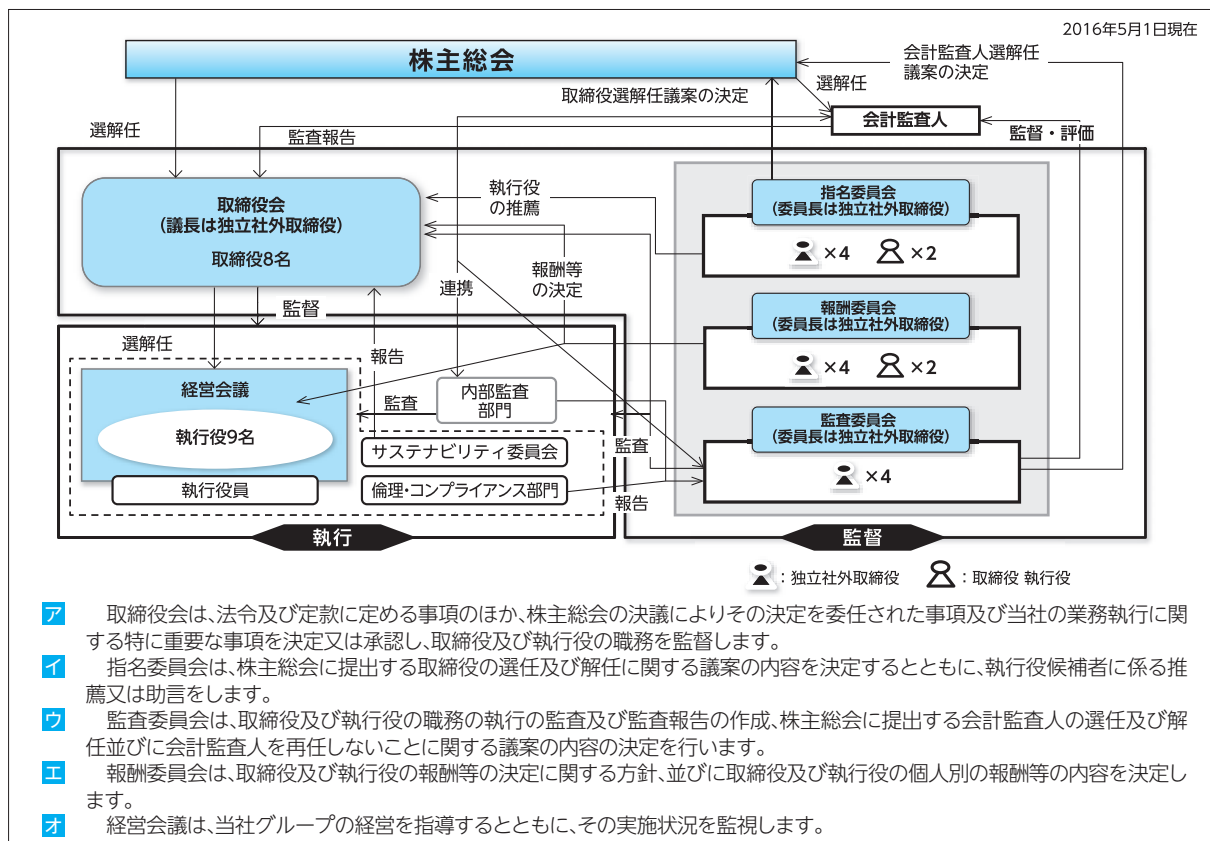
## 7 コーポレートガバナンスの状況

### (1) 方針

当社は、指名委員会等設置会社制度を採用しています。執行と監督の分離を促進し、独立社外取締役の役割を強化することにより、経営の透明性を高め、コーポレートガバナンスのレベルを向上させ、ひいては株主価値を向上させるべく、努めています。

当社は、2015年6月1日に施行された「コーポレートガバナンス・コード」の諸原則の考え方を支持し、昨年「NSGグループコーポレートガバナンス・ガイドライン」(以下、「本ガイドライン」)を制定いたしました。本ガイドラインは、当社グループが、持続可能な方法でその企業価値を中長期的に高め、ひいては株主の皆様をはじめとするステークホルダーの皆様の共同価値を高め、いくための企業統治(コーポレートガバナンス)システムに関する基本的な考え方と枠組みを定めたものです。

### (2) マネジメント体制



(3) 執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

1	<p>当社の執行役及び従業員並びに当社の子会社の取締役、監査役及び従業員（以上を総称して、「当社グループの役職員」といいます。）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「NSGグループ経営理念と行動指針」に基づき、当社グループとしてコンプライアンスの徹底及び企業倫理の維持を図るとともに、企業の社会的責任を積極的に果たし、持続可能(サステナブル)な発展を目指します。</li> <li>・ 「NSGグループ経営理念と行動指針」の下、法令・社内規則の遵守及び企業倫理に関する事項を定めた「NSGグループ倫理規範」を制定し、重要な社内規程(グループポリシー、規程、手順等)とともにこれらを当社グループの情報ネットワークを通じて当社グループの役職員へ継続的に周知し、教育活動を行います。</li> <li>・ 各法令・社内規則の所管部門は、内部監査部門とともにその所管する法令、規則等の遵守状況を確認し、監査委員会に報告します。</li> <li>・ 倫理・コンプライアンス所管部門（「倫理・コンプライアンス部門」）を設置し、当社グループ全体における倫理・コンプライアンス体制を構築・維持します。</li> <li>・ 倫理・コンプライアンス部門は、当社グループ全体について：             <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 各地域の倫理・コンプライアンス担当部門との連携を通じて、厳格な基準によりコンプライアンスを推進するとともに、倫理・コンプライアンスに関連する事項の周知、啓蒙活動を行い、</li> <li>▶ 必要に応じて内部監査を含む内部統制部門と協働して監査を行います。</li> </ul> </li> <li>・ 倫理・コンプライアンス部門は、監査委員会に対しても報告責任を有するものとします。</li> <li>・ 業務執行における通常の指揮命令系統から独立した外部機関を窓口とする懸念事項に係る報告・相談ホットラインをグループレベルで設置することで、当社グループに係る倫理・コンプライアンス上の問題を迅速に発見し、当該問題に適切に対処できる体制を確保します。</li> <li>・ 倫理・コンプライアンス部門は、懸念事項に係る報告・相談ホットラインの整備の状況、運用及び報告・相談があった問題に関して、定期的に又は適宜、監査委員会に対して報告する責任を有します。</li> <li>・ 当該報告・相談については、法律の定める範囲内において匿名で行うことができるものとし、当該報告・相談を行った者に対して、人事上の処遇等に係るいかなる不利益も及ばないことを明示的に保証します。</li> </ul>
2	<p>当社グループに係る損失の危険の管理に関する規程その他の体制</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業活動上発生するリスクへの対処について定める社内規程を制定し、当社グループのリスクを網羅的に把握し管理します。</li> <li>・ 当社グループに係る倫理・コンプライアンス、環境、安全、災害、品質、情報セキュリティ、資金運用、原材料調達、研究開発、与信管理等に係る個別のリスクについての扱いを定める社内規程を制定し、それぞれの担当部署は、これに従い当該リスクを管理します。</li> <li>・ 重要な倫理・コンプライアンス事項については、倫理・コンプライアンス部門が財務部門及び内部監査部門を含む他の内部統制部門と協働して、関連する社内規程の整備を含め、当社グループのコンプライアンスに係るリスク管理を行います。</li> <li>・ グループレベルで、必要に応じて、リスク分散措置や保険付保等を管理、実施します。</li> <li>・ グループレベル又は地域レベルにおける重大事故に備え、対応するためのリスク管理に係る社内規程を整備します。</li> <li>・ 当社グループの財務報告及びその他の事項に関する適時適正な情報開示が適正に行われるための体制を確保します。</li> </ul>



3	執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>執行役の職務執行に係る文書、記録類その他の情報については法令、社内規程に従い適切に保存及び管理を行います。</li> </ul>
4	当社グループの役職員の職務の執行が効率的かつ効果的に行われることを確保するための体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>取締役会の定める当社グループの中長期計画に基づき、年度目標をグループ内で明確化し、一貫した方針管理を行います。</li> <li>取締役会は、法令の定める範囲内で、業務執行の意思決定を執行役に委任します。</li> <li>執行役をメンバーとする経営会議を設営し、その審議により、取締役会において策定する当社グループの方針、目標等の下、執行役が効率的かつ効果的に当社グループのビジネスに関する事項について迅速果断な意思決定をできるよう支援します。</li> <li>取締役会による決議、及び職務・業務分掌、権限に関する社内規程に従い、執行役その他の当社グループの役職員の当社グループにおける担当業務、職務権限を明確にします。</li> <li>経営会議に関する社内規程など各種会議体等に係る規程を定め、その審議基準、プロセスに従い、当社グループのビジネスに関する事項について意思決定を行います。</li> <li>IT技術を活用して、業務の効率性向上のためのシステム構築を推進します。</li> </ul>
5	当社グループにおける報告体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>グループレベルで、事業部門及びファンクションごとに、報告体制を構築します。</li> <li>子会社の管理に係る社内規程を制定し、重要な子会社については、当該子会社ごとに、内部監査、経理、財務、税務、人事、労務、年金、安全衛生、法務、倫理・コンプライアンス及び環境等に係る事項並びにそれらに関するリスク状況に関する報告が、当社に対して定期的に行われることを確実にします。</li> <li>グループベースで内部監査を実施します。</li> </ul>
6	監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>監査委員会は、取締役会が果たす監督機能の一翼を担うものとして、本内部統制システムの構築に関する基本方針に基づき、 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 執行役により当社グループの内部統制システムが適切に構築、整備、運用されているかどうか、</li> <li>▶ さらに当該基本方針自体に問題がないかどうか、</li> </ul>           という側面から、取締役及び執行役の職務執行について監査を行います。         </li> <li>このような監査を実効的なものにするため、 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 監査委員会は、経営会議その他業務執行に係る重要会議へ監査委員を出席させることができます。また同委員会は、それらの会議体での議論に代る重要な意思決定過程が採られる場合、当該意思決定過程に関する情報にアクセスすることができます。</li> <li>▶ 監査委員会は、必要に応じ、当社グループの事業部門、ファンクションを所管する執行役及びその他当社グループの役職員のうち重要な職位にある者から、その職務の執行の状況に関して、ヒアリングします。</li> <li>▶ 監査委員会は、各リスクを所管する部署より、主として当社グループの次に掲げる事項に係るリスクの状況について、定期的に報告を受けます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 内部監査、経理、財務、税務、人事、労務、年金、安全衛生、IR、法務、倫理・コンプライアンス及び環境等</li> </ul> </li> <li>▶ 監査委員会は、経営会議資料、稟議書等、重要書類を閲覧できます。</li> <li>▶ 監査委員会は、担当執行役より、四半期決算・期末決算について、取締役会への報告、承認等の前に説明を受けます。</li> <li>▶ 監査委員会は内部監査部門、会計監査人と定期的に会合を持ち、必要な情報を収集します。</li> <li>▶ 監査委員は、本号冒頭に記載する監査委員会監査の目的に照らして、なお必要と判断する場合は、自ら、主要な国内外における当社グループの事業所の業務及び財産の現況を往査します。</li> </ul> </li> </ul>

7	<p>当社グループの役職員が当社の監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当社の取締役及び執行役は、次の場合、直ちにその事実を監査委員会に対し報告を行います。 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合</li> <li>▶ 当社グループの役職員が法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがあると考えられる場合</li> </ul> </li> <li>・ 前号の定めにかかわらず、監査委員会は、その監査にあたって必要と判断する場合、当社グループの役職員に対して報告を求めることができます。</li> <li>・ 監査委員会に対して以上の報告を行った者に対して、当該報告を行ったことを理由とする人事上の処遇等に係るいかなる不利益も及ばないことを明示的に保証します。</li> </ul>
8	<p>監査委員会の職務を補助すべき取締役及び従業員に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監査委員会の職務を補助するため監査委員会室を設置し、必要とする員数のスタッフ（「監査委員会付スタッフ」）を配置します。</li> <li>・ 監査委員会付スタッフは、監査委員会又は監査委員の指示の下、 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 自ら、又は関連部門と連携して、監査対象事項を調査、分析又は報告するとともに、</li> <li>▶ 必要に応じて、当社グループの主要な国内外事業所の業務及び財産の現況に関する監査委員会による往査を補佐します。</li> </ul> </li> </ul>
9	<p>前号の取締役及び従業員の当社の執行役からの独立性に関する事項並びにこれらの取締役及び従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監査委員会付スタッフの人事に関する事項については、監査委員会に事前に報告され、その同意を必要とします。</li> <li>・ 監査委員会付スタッフの長は、当社グループの執行に関わる役職を兼務せず、監査委員会の指揮命令権のみに服します。</li> </ul>
10	<p>監査委員の職務の執行（監査委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手續その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監査委員が、その職務の執行について、その費用の前払いの請求その他の会社法第404条第4項各号に掲げる請求を当社に対して行ったときは、当社が、当該請求に係る費用又は債務が当該委員の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、当該請求を拒むことができないものとします。</li> </ul>

(注) 上記は2015年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成27年法務省令第6号）を踏まえ、2015年3月26日開催の当社取締役会において改定された内容です。

#### (4) 執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

2016年3月期におきましては、前記（3）「執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」に則った運用を実施しています。その主な取り組みにつきましては、以下のとおりです。

### 1. 当社グループの倫理・コンプライアンスに関する取り組み

- ・ 当社は、当社グループの役職員全員が倫理的行動についての理解を深め、実践できるよう、2015年4月より、従来の「NSGグループ行動規範」を改め、新たに「NSGグループ倫理規範」を制定しました。同時に、内部通報制度として、従来の「NSGグループ懸念事項通報ホットライン」を拡充し、「倫理・コンプライアンスホットライン」に改めました。これにより、当社グループが事業活動を行う全ての地域の従業員が法律上、当社グループの規程上、並びに倫理上懸念される事項及び行動などを自国語で相談・通報できるようになっています。2016年3月期の通報件数は、46件でした。
- ・ これらの規範及び制度を周知徹底するため、世界各地域に推進責任者を配置し、勉強会を開催しました。「NSGグループ倫理規範」は20か国語に翻訳され、社内イントラネットで共有されています。
- ・ 競争法及び贈収賄・汚職防止に関するオンライントレーニングはグローバルで継続して実施しています。さらに、当社グループの最高倫理・コンプライアンス責任者が定期的に「概況報告」を発行し、グループ全体でコンプライアンス意識の向上を図っています。これは11か国語に翻訳され、社内イントラネットで共有されています。
- ・ 倫理・コンプライアンス部門は、上記を含めた、コンプライアンスに関する活動状況について、監査委員会に定期的に報告しています。

### 2. 当社グループのリスク管理に関する取り組み

- ・ 「NSGグループリスク管理ポリシー」に基づき、每期グループとして管理すべき重大なリスクを識別・評価し、適切な対応ができているかを確認しています。内部監査部がリスク管理の状況のレビューを行い、その結果について、監査委員会に報告しています。
- ・ 「NSGグループ保険に関するポリシー」を制定し、自然災害による損失等、移転が適切なリスクについては、グループレベルで保険付保を実施しています。
- ・ 重大な事故や災害等の発生に備えて、「NSGグループ事業継続管理ポリシー」及び「重大事故管理ガイドライン」に基づき、各事業所に重大事故管理チームを組織し、事業所ごとに重大事故管理計画書を作成しています。
- ・ 当社グループの各事業部門及び事業部門をサポートするファンクション部門は、それぞれ当該業務の遂行に付随するリスクの管理を実施しています。一方、各事業部門又はファンクション部門単位だけでなく、グループ会社の業務に付随するリスクを管理するため、「NSGグループ関係会社管理ポリシー」を制定し、グループ会社に係るリスクを網羅的に把握し、管理する運用を実施しています。
- ・ 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理については、「NSGグループ記録保存に関するポリシー」及び「NSGグループISセキュリティポリシー」に基づいて実施しています。

### 3. 当社グループの効率的かつ効果的な経営の確保に関する取り組み

- ・ 取締役会の策定した方針及び目標を効率的かつ的確に実現するため、代表執行役社長の諮問機関として、経営会議を設置しています。経営会議は2016年3月期に10回開催されました。
- ・ 監督と執行の分離を促進することで、取締役会の執行に対する監督としての役割、職責を強化するとともに、執行役に対し必要な権限委譲を行い、経営の透明化及び経営の迅速化を図っています。
- ・ 代表執行役から各地域の事業部門長までの役割及び権限を明確にした規程を制定し、市場や環境等の変化に対応した業務執行の意思決定を適時適切に行える体制を運営しています。

- ・ 効率的かつ効果的な職務執行に役立てるため、中長期計画及び年度計画といった経営計画に対する実績管理並びに設備投資など、職務執行における承認フローをシステム化しています。
- ・ 事業部門及び事業部門をサポートするファンクション部門ごとに組織表を策定し、報告ラインを明確にして、報告体制を運用しています。

#### 4. 当社グループの監査の実効性確保に関する取り組み

- ・ 内部監査部は、監査委員会の同意を得た年度監査計画に基づき、グループベースで内部監査を実施しています。監査の結果は、監査委員会、執行役及び会計監査人に報告しています。
- ・ 監査委員会の職務を補助する専任の監査委員会付スタッフ3名を配置しており、監査委員会への報告及び情報提供を実施しています。
- ・ 監査委員及び監査委員会付スタッフは、監査の実効性を高めるため、経営会議をはじめとする社内の重要会議に出席しています。また、監査上必要な重要書類等の閲覧権が確保されています。
- ・ 監査委員会は執行役、内部監査部その他内部統制所管部門と定期的な会合を持ち、意見交換を実施しています。
- ・ 監査委員会は会計監査人と定期及び都度の会合を持ち、緊密なコミュニケーションを実施しています。

以上のご報告は、次により記載されています。

1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満四捨五入により表示しています。
2. 千株単位の株式数は、千株未満切り捨てにより表示しています。

連結貸借対照表 (平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>( 資 産 の 部 )</b>		<b>( 負 債 の 部 )</b>	
<b>非 流 動 資 産</b>	<b>571,417</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>285,910</b>
の れ ん	113,459	社 債 及 び 借 入 金	139,089
無 形 資 産	62,898	デリバティブ金融負債	4,453
有 形 固 定 資 産	258,866	仕入債務及びその他の債務	120,979
投 資 不 動 産	715	未 払 法 人 所 得 税	2,219
持分法で会計処理される投資	17,869	引 当 金	16,181
退 職 給 付 に 係 る 資 産	18,837	繰 延 収 益	2,989
売上債権及びその他の債権	15,297		
売却可能金融資産	33,995	<b>非 流 動 負 債</b>	<b>414,199</b>
デリバティブ金融資産	26	社 債 及 び 借 入 金	289,319
繰 延 税 金 資 産	48,357	デリバティブ金融負債	4,098
未 収 法 人 所 得 税	1,098	仕入債務及びその他の債務	714
		繰 延 税 金 負 債	17,321
<b>流 動 資 産</b>	<b>240,703</b>	未 払 法 人 所 得 税	1,002
棚 卸 資 産	108,862	退 職 給 付 に 係 る 負 債	75,111
未 成 工 事 支 出 金	716	引 当 金	16,512
売上債権及びその他の債権	72,574	繰 延 収 益	10,122
売却可能金融資産	346	<b>負 債 合 計</b>	<b>700,109</b>
デリバティブ金融資産	815	<b>( 資 本 の 部 )</b>	
現金及び現金同等物	55,074	<b>親会社の所有者に帰属する持分</b>	<b>103,109</b>
未 収 法 人 所 得 税	1,093	資 本 金	116,449
売却目的で保有する資産	1,223	資 本 剰 余 金	127,511
		自 己 株 式	△65
		新 株 予 約 権	650
		利 益 剰 余 金	△63,502
		利 益 剰 余 金	△68,048
		(IFRS移行時の累積換算差額)	
		その他の包括利益累計額	△9,886
		<b>非 支 配 持 分</b>	<b>8,902</b>
		<b>資 本 合 計</b>	<b>112,011</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>812,120</b>	<b>負 債 及 び 資 本 合 計</b>	<b>812,120</b>

招集ご通知

株主総会  
参考書類

添付書類

事業報告

連結計算書類  
計算書類

監査報告書

連結損益計算書 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		629,172
売 上 原 価		△472,217
売 上 総 利 益		156,955
そ の 他 の 収 益	2,945	
販 売 費	△56,639	
管 理 費	△70,716	
そ の 他 の 費 用	△13,183	△137,593
個 別 開 示 項 目 前 営 業 利 益		19,362
個 別 開 示 項 目		△35,142
個 別 開 示 項 目 後 営 業 損 失		△15,780
金 融 収 益	1,624	
金 融 費 用	△19,848	
持 分 法 に よ る 投 資 損 失	△3,435	△21,659
税 引 前 損 失		△37,439
法 人 所 得 税		△10,061
当 期 損 失		△47,500
(内 訳)		
非 支 配 持 分 に 帰 属 す る 当 期 利 益		2,338
親 会 社 の 所 有 者 に 帰 属 す る 当 期 損 失		△49,838

(ご参考) 連結包括利益計算書 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
当 期 損 失	△47,500
そ の 他 の 包 括 利 益	
純 損 益 に 振 り 替 え ら れ な い 項 目	
確 定 給 付 制 度 の 再 測 定	12,203
持分法適用会社におけるその他の包括利益に対する持分	△749
純 損 益 に 振 り 替 え ら れ な い 項 目 合 計	11,454
純 損 益 に 振 り 替 え ら れ る 可 能 性 の あ る 項 目	
在 外 営 業 活 動 体 の 換 算 差 額	△39,176
売却可能金融資産の公正価値の純変動	4,877
キャッシュ・フロー・ヘッジの公正価値の純変動	△2,855
純 損 益 に 振 り 替 え ら れ る 可 能 性 の あ る 項 目 合 計	△37,154
そ の 他 の 包 括 利 益 合 計	△25,700
当 期 包 括 利 益	△73,200
(内 訳)	
非支配持分に帰属する当期包括利益	△496
親会社の所有者に帰属する当期包括利益	△72,704

連結持分変動計算書 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分					
	資本金	資本剰余金	自己株式	新株予約権	利益剰余金	利益剰余金 (IFRS移行時の 累積換算差額)
平成27年4月1日 首残高	116,449	127,511	△150	632	△25,082	△68,048
当期包括利益：						
当期利益 (△は損失)					△49,838	
その他の包括利益					11,454	
当期包括利益合計	—	—	—	—	△38,384	—
所有者との取引額：						
自己株式の取得			△4			
自己株式の処分		△0	0			
配当金						
株式報酬 (ストックオプション)		△36	89	18		
利益剰余金から 資本剰余金への振替		36			△36	
所有者との取引額合計	—	—	85	18	△36	—
平成28年3月31日 期末残高	116,449	127,511	△65	650	△63,502	△68,048

	親会社の所有者に帰属する持分					親会社 の 非支配持分	資本合計
	外 活 算 換	営 業 差 額	売 却 金 の 公 正 価 値	可 能 資 産 の 公 正 価 値	キ ャ ッ シュ ・ フ ロ ー ・ ヘ ッ ジ の 公 正 価 値		
平成27年4月1日 首残高	28,056		1,240	△4,862	24,434	175,746	186,008
当期包括利益：							
当期利益 (△は損失)						△49,838	△47,500
その他の包括利益	△36,197	4,877	△3,000	△34,320	△22,866	△2,834	△25,700
当期包括利益合計	△36,197	4,877	△3,000	△34,320	△72,704	△496	△73,200
所有者との取引額：							
自己株式の取得					—	△4	△4
自己株式の処分					—	0	0
配当金					—	—	△864
株式報酬 (ストックオプション)					—	71	71
利益剰余金から 資本剰余金への振替					—	—	—
所有者との取引額合計	—	—	—	—	—	67	△797
平成28年3月31日 期末残高	△8,141	6,117	△7,862	△9,886	103,109	8,902	112,011



## (ご参考) 連結キャッシュ・フロー計算書 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) (単位：百万円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー	
当期損失	△47,500
法人所得税	10,061
減価償却費及び償却費	40,949
減損損失	24,943
金融費用(純額)	18,224
持分法による投資損失	3,435
引当金及び退職給付に係る負債の増減	△5,050
運転資本の増減	△2,854
その他	73
営業活動による現金生成額	42,281
利息の支払額	△17,931
利息の受取額	1,282
法人所得税の支払額	△3,843
営業活動によるキャッシュ・フロー	21,789
投資活動によるキャッシュ・フロー	
持分法適用会社からの配当金受取額	2,741
有形固定資産及び無形資産の取得による支出	△29,987
有形固定資産及び無形資産の売却による収入	608
その他	237
投資活動によるキャッシュ・フロー	△26,401
財務活動によるキャッシュ・フロー	
社債償還及び借入金返済による支出	△136,485
社債発行及び借入による収入	131,438
その他	△861
財務活動によるキャッシュ・フロー	△5,908
現金及び現金同等物の増減額	△10,520
現金及び現金同等物の期首残高	62,340
現金及び現金同等物に係る換算差額	△5,658
現金及び現金同等物の期末残高	46,162

# 計算書類

## 貸借対照表 (平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>123,980</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>166,533</b>
現金及び預金	3,133	買掛金	15,459
受取手形	1,766	短期借入金	8,875
売掛金	15,571	1年内償還予定の社債	20,000
商品及び製品	15,478	1年内返済予定の長期借入金	93,915
仕掛品	2,441	リース債務	10
材料及び貯蔵品	5,451	未払金	8,511
繰延税金資産	76	未払法人税等	170
短期貸付	67,964	未払費用	1,744
その他の当座金	12,682	預り金	15,151
貸倒引当金	△582	賞与引当金	981
<b>固 定 資 産</b>	<b>558,576</b>	製品保証引当金	62
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>41,986</b>	廃棄物処理費用引当金	136
建物	11,140	仕入契約評価引当金	363
構築物	1,267	環境対策引当金	21
機械及び装置	16,079	その他の負債	1,135
車両運搬具	9	<b>固 定 負 債</b>	<b>233,218</b>
工具、器具及び備品	3,293	社債	15,000
土地	8,472	長期借入金	210,886
リース資産	28	リース債務	19
建設仮勘定	1,698	退職給付引当金	1,087
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>1,161</b>	修繕引当金	2,832
ソフトウェア	816	環境対策引当金	211
その他の資産	345	資産除去債務	1,157
<b>投 資 其 他 の 資 産</b>	<b>515,429</b>	繰延税金負債	289
投資有価証券	992	その他の負債	1,737
関係会社株式	507,728	<b>負 債 合 計</b>	<b>399,751</b>
長期貸付金	2,260	<b>(純資産の部)</b>	
長期前払費用	3,448	<b>株 主 資 本</b>	<b>284,129</b>
その他の当座金	1,020	資本	116,449
貸倒引当金	△19	資本剰余金	124,772
		資本準備金	124,772
		利益剰余金	42,973
		利益準備金	6,377
		その他利益剰余金	36,596
		固定資産圧縮積立金	1,750
		特別積立金	24,977
		繰越利益剰余金	9,869
		自己株式	△65
		評価・換算差額等	△1,974
		繰延ヘッジ損益	△1,974
		新株予約権	650
<b>資 産 合 計</b>	<b>682,556</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>282,805</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>682,556</b>

# 損益計算書 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		101,156
売 上 原 価		80,816
売 上 総 利 益		20,340
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		23,138
営 業 損 失		△2,798
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	6,689	
そ の 他	484	7,173
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	9,208	
そ の 他	2,855	12,063
経 常 損 失		△7,688
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	196	
国 庫 補 助 金	509	
そ の 他	43	748
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	194	
減 損 損 失	3	
そ の 他	238	435
税 引 前 当 期 純 損 失		△7,375
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	△744	
法 人 税 等 調 整 額	24	△720
当 期 純 損 失		△6,655

招集ご通知

株主総会  
参考書類

添付書類

事業報告

連結計算書類  
計算書類

監査報告書

株主資本等変動計算書 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金		
					固 定 資 産 圧縮積立金	特 別 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	
平成27年4月1日 期首残高	116,449	124,772	—	124,772	6,377	1,873	34,977	6,437
事業年度中の変動額								
固定資産圧縮積立金の取崩				—		△123		123
特別積立金の取崩				—			△10,000	10,000
当期純損失				—				△6,655
新株予約権の行使による増減			△36	△36				
自己株式の取得				—				
自己株式の処分			△0	△0				
利益剰余金から 資本剰余金への振替			36	36				△36
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)								
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	△123	△10,000	3,432
平成28年3月31日 期末残高	116,449	124,772	—	124,772	6,377	1,750	24,977	9,869

	株 主 資 本			評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	利益剰余金 合 計	自 己 株 式	株主資本合計	繰延ヘッジ 損 益	評価・換算 差 額 等 合 計		
平成27年4月1日 期首残高	49,664	△150	290,735	△735	△735	632	290,632
事業年度中の変動額							
固定資産圧縮積立金の取崩	—		—		—		—
特別積立金の取崩	—		—		—		—
当期純損失	△6,655		△6,655		—		△6,655
新株予約権の行使による増減	—	89	53		—		53
自己株式の取得	—	△4	△4		—		△4
自己株式の処分	—	0	0		—		0
利益剰余金から 資本剰余金への振替	△36		—		—		—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)				△1,239	△1,239	18	△1,221
事業年度中の変動額合計	△6,691	85	△6,606	△1,239	△1,239	18	△7,827
平成28年3月31日 期末残高	42,973	△65	284,129	△1,974	△1,974	650	282,805

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月16日

日本板硝子株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大木 一也 ㊞  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 安藤 隆之 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本板硝子株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

## 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、日本板硝子株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

平成28年5月16日

日本板硝子株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大木 一也 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 安藤 隆之 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本板硝子株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第150期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査委員会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査委員会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第150期事業年度の取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号口及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（会社計算規則第120条第1項後段の規定により、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された連結貸借対照表、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

## (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

## (2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

## (3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月20日

日本板硝子株式会社 監査委員会

監査委員(委員長)	山崎敏邦	Ⓔ
監査委員	小宮弘	Ⓔ
監査委員	朝香聖一	Ⓔ
監査委員	ギュンター・ツォーン	Ⓔ

(注) 監査委員 山崎敏邦氏、小宮弘氏、朝香聖一氏、ギュンター・ツォーン氏は会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以上

以上

# 株主総会会場ご案内図



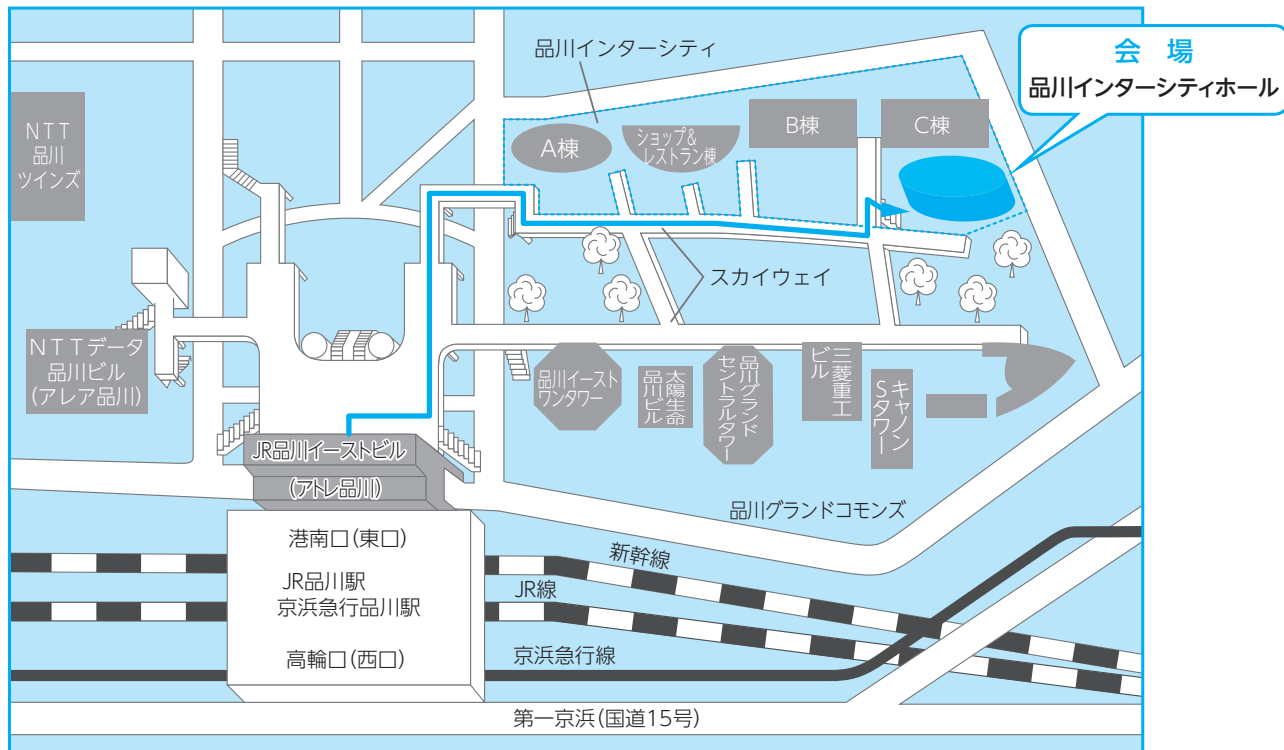
## 開催日時

2016年6月29日(水曜日)午前10時  
開場予定時刻 午前9時



## 開催場所

東京都港区港南二丁目15番4号  
品川インターシティホール



## 交通のご案内

JR品川駅港南口(東口)から徒歩約8分



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

